



資料 5

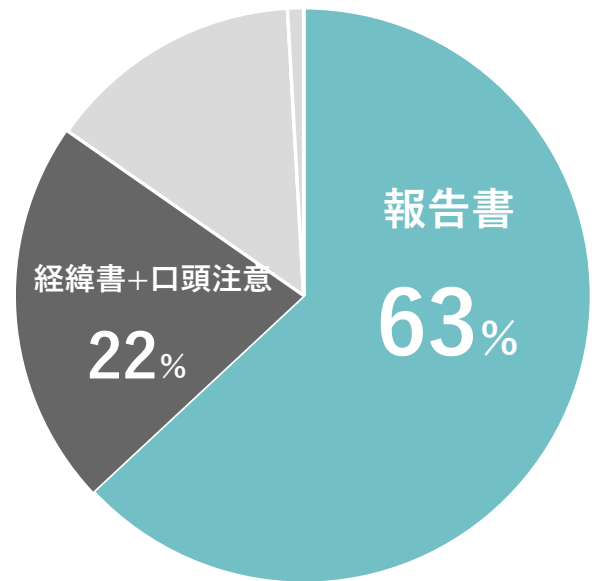
外為法違反事例について
(安全保障貿易関係)
【令和元年度】

令和 2 年 1 0 月
経済産業省 貿易経済協力局
安全保障貿易検査官室

①処分内容別割合

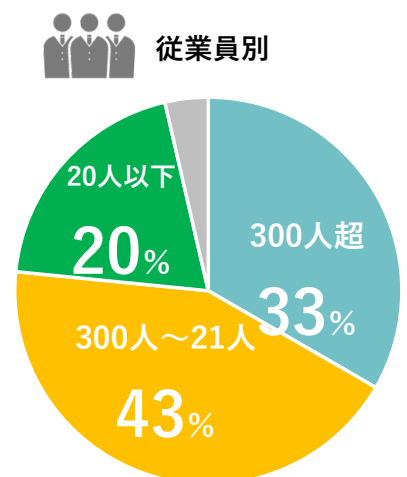
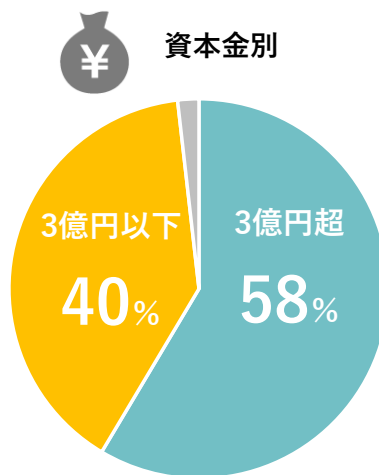
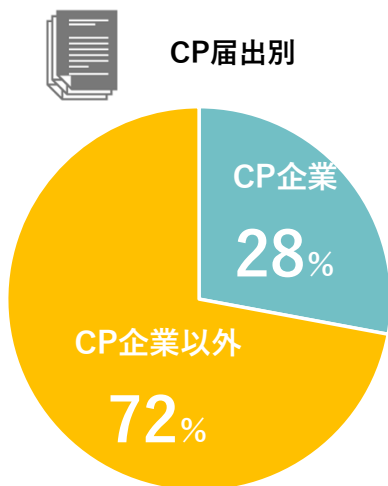
- 「行政制裁」 & 「警告」：故意性のある悪質な違反処分実績は**無し**。
- 「経緯書+文書注意」 & 「経緯書+口頭注意」：法益侵害度、再発可能性を審査し、比較的問題が大きい場合に処分する事案は、それぞれ**1%**、**22%**。
- 「報告書」：違反原因の究明と再発防止の宣誓で了とする軽微な事案は、**最多の63%**。
→初回許可条件違反などの審査課対応の「報告書」（14%）を含めると77%。

処分内容	割合
行政制裁	0%
警告	0%
経緯書+文書厳重注意	1%
経緯書+口頭注意	22%
報告書	63%
報告書（許可条件違反）	14%



②企業規模別違反割合

- CP届出別でみると、CP届出企業以外の割合が極めて高い（72％）。
- 資本金別でみると、3億円超が過半（58％）を占める。
- 従業員別でみると、300人以下が大半（63％（43％+20％））を占める。



企業	割合
CP企業	28%
CP企業以外	72%

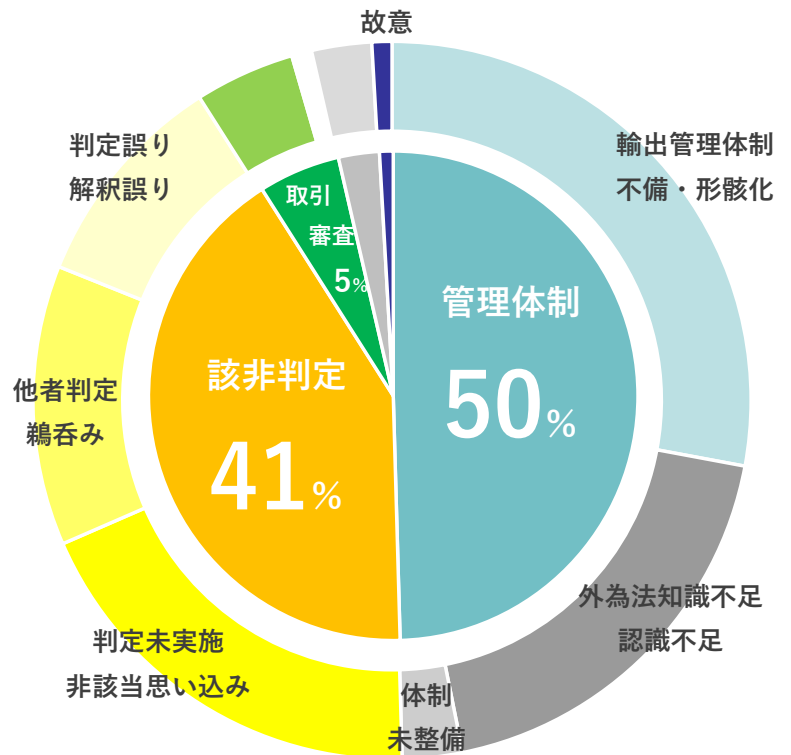
資本金	割合
3億円超	58%
3億円以下	40%
その他	2%

従業員数	割合
300人超	33%
300人～21人	43%
20人以下	20%
その他	4%

③原因分類別割合

- 輸出管理体制の不備・形骸化及び知識不足など「**管理体制**」の違反が**50%**と最多。
- 次いで判定誤り、未実施及び他者判定鵜呑みなど「**該非判定**」の違反は**41%**。

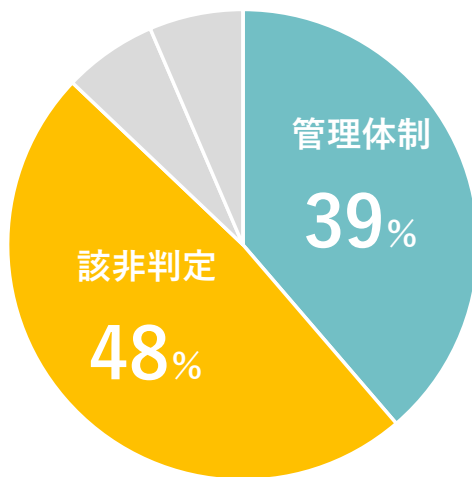
分類	違反原因	割合
管理体制	輸出管理体制の不備・形骸化	28%
	外為法認識不足・知識欠如	19%
	管理ルール・体制未整備	3%
該非判定	判定未実施／非規制思い込み	19%
	他者誤判定鵜呑み	12%
	判定誤り／法令解釈誤り	10%
取引審査	許可不要特例適用誤り	4%
	許可申請等誤り	1%
出荷管理	出荷・申告時の誤り	3%
故意重過失	故意	1%



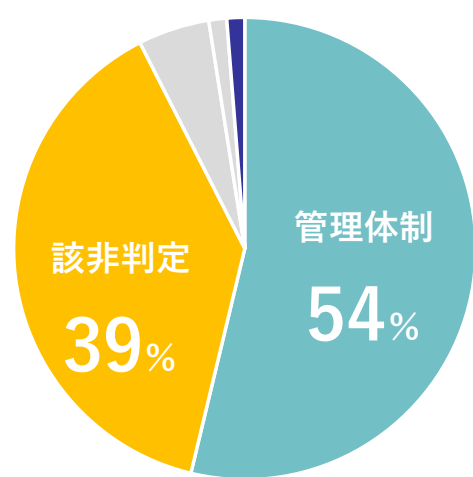
④違反原因分類別割合（CP届出の有無）



CP届出企業

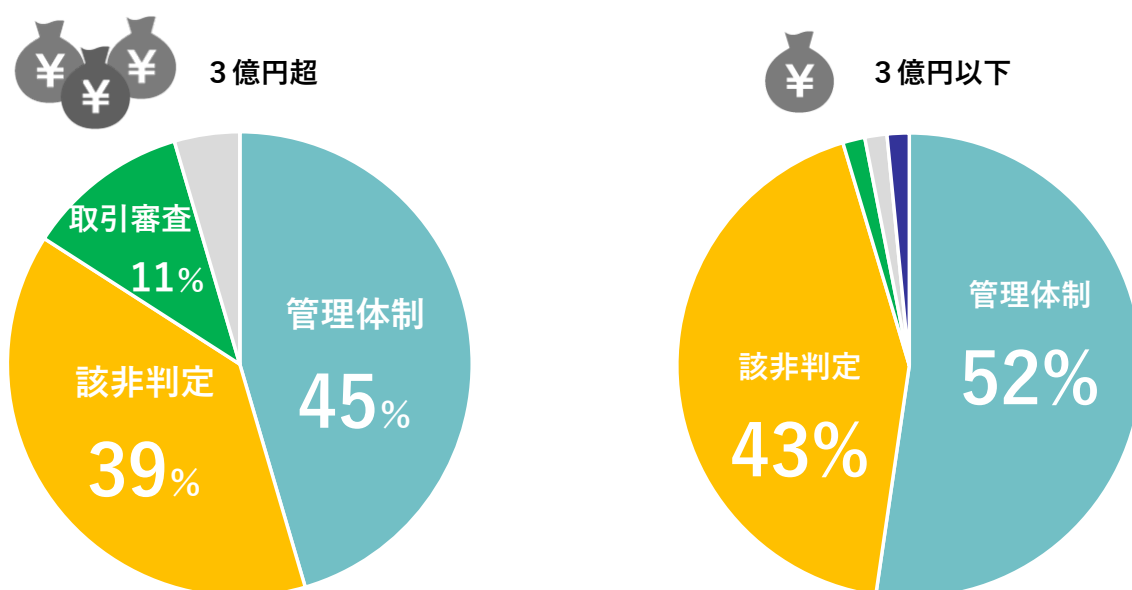


CP届出企業以外



違反原因	CP届出企業	CP届出企業以外	ALL
管理体制	39%	54%	50%
該非判定	49%	39%	41%
取引審査	6%	5%	5%
出荷管理	6%	1%	3%
故意・重過失	0%	1%	1%

⑤違反原因分類別割合（資本金別）

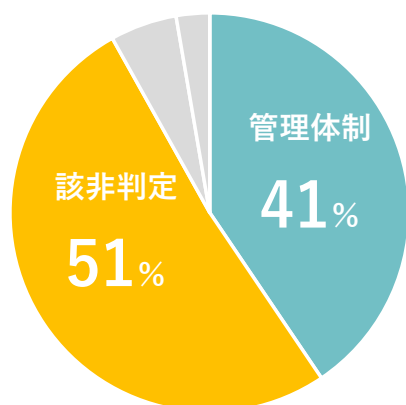


違反原因	3億円超	3億円以下	不明等	ALL
管理体制	45%	52%	50%	50%
該非判定	39%	43%	50%	41%
取引審査	11%	2%	0%	5%
出荷管理	5%	2%	0%	3%
故意・重過失	0%	2%	0%	1%

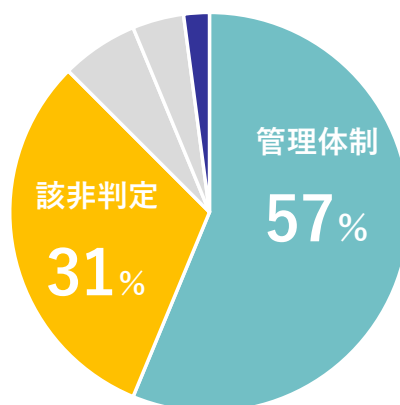
⑥違反原因分類別割合（従業員数別）



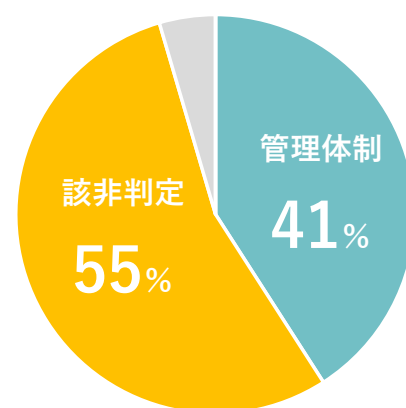
300人超



300人~21人



20人以下

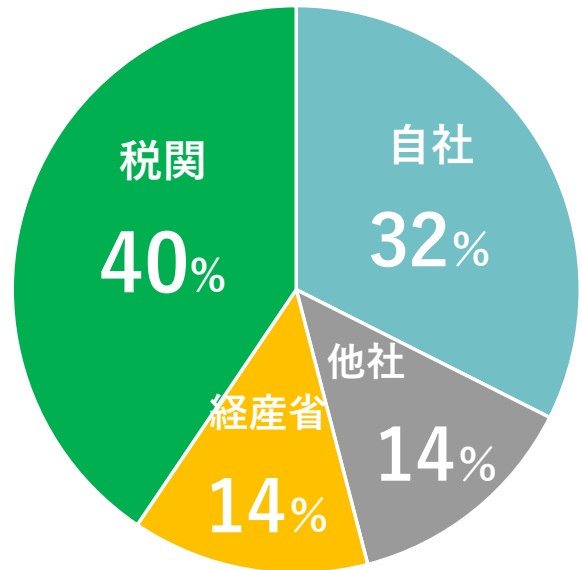


違反原因	300人超	300人~21人	20人以下	不明等	ALL
管理体制	41%	57%	41%	100%	50%
該非判定	51%	31%	55%	0%	41%
取引審査	5%	6%	5%	0%	5%
出荷管理	3%	4%	0%	0%	3%
故意・重過失	0%	2%	0%	0%	1%

⑦違反発覚の端緒分類別割合

- 税関による事後調査を端緒に発覚した事案が、最多の40%。
- 次いで、社内監査などによる自社にて発覚した事案が32%。
- メーカー等他社から輸出後に指摘（判定誤り連絡）を受けた事案も14%。
- 経産省が端緒となる事案では、履行報告の確認、許可審査時に過去輸出の対応を聴取、立入検査時に違反が発覚した事案が14%。

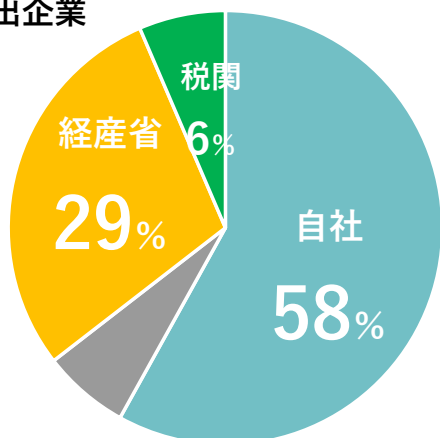
分類	端緒	割合
自主通報	自社	32%
	他社	14%
公的機関指摘	経産省	14%
	税関	40%



⑧違反発覚の端緒分類別割合（CP届出の有無）

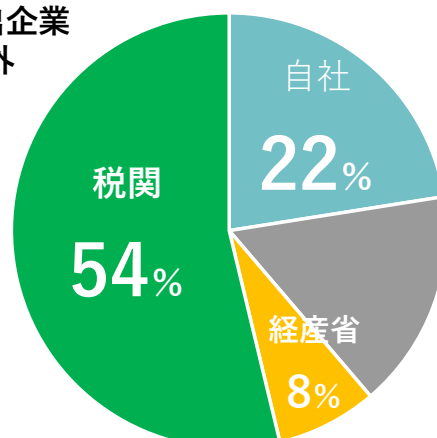
- CP届出企業は、社内監査などによる発覚後の**自社通報**が58%と大半を占める。
また、**経産省指摘**が29%と高い。
- CP届出企業以外は、**自主通報**の割合が低く、特に**税関指摘**が54%と高い。

CP届出企業



分類	端緒	割合
自主通報	自社	58%
	他社	6.5%
公的機関指摘	経産省	29%
	税関	6.5%

CP届出企業
以外

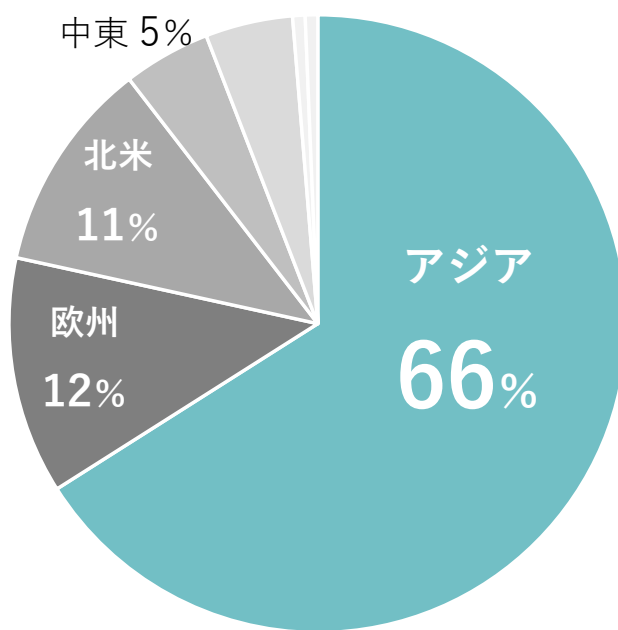


分類	端緒	割合
自主通報	自社	22%
	他社	16%
公的機関指摘	経産省	8%
	税関	54%

⑨違反仕向地域別割合

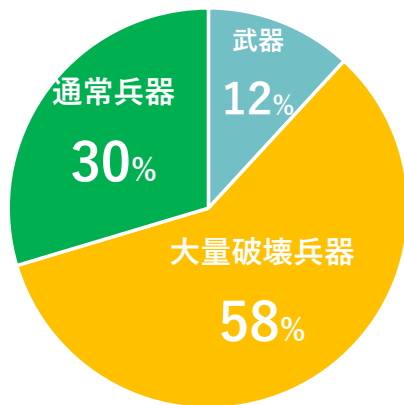
- **アジア**向けが**66%**と多い。
- 次いで先進国の多い地域である**欧州**が**12%**、**北米**が**11%**と続く。

順位	地域	割合
1	アジア	66%
2	欧州	12%
3	北米	11%
4	中東	5%
5	中南米	5%
6	アフリカ	1%
6	大洋州	1%



⑩違反項番別割合

- 大量破壊兵器関連（2～4項）は58%、通常兵器関連（5～15項）は30%。
- 項番別では、圧力計、光検出器等及び弁又はその部品が多い。
- 貨物は85%、役務が15%と貨物が太宗を占める。



分類	割合
武器関連	12%
大量破壊兵器関連	58%
通常兵器関連	30%
キャッチオール関連	0%

項番別上位10位

順位	項番	項目	割合
1	2(33)	圧力計・ペローズ弁	10%
2	10(2)	光検出器又は冷却器等	5%
3	3(2)7	弁又はその他部品	5%
4	3(2)9	ポンプ又はその部分品	4%
5	2(12)1	数値制御工作機械	4%
6	外4(1)	ロケット・製造装置等の設計等	4%
7	10(4)	電子式のカメラ等	4%
8	10(8)	レーザー発振器等	4%
9	3(1)	軍用化学製剤の原料他	4%
10	9(7)	暗号装置等	3%
-	その他		53%

⑪違反事例と違反防止のポイント①

違反事例	違反防止のポイント	備 考
「他者判定の鵜呑み」「非該当との思い込み」が原因の例		
★メーカーの非該当との判断を鵜呑みにして、無許可で輸出してしまった。	・輸出する全ての貨物等について、他社判定を鵜呑みにせず自ら再確認が必要。	・違法行為の責任は、結局輸出者が負うことになる。
★以前同じものを輸出したときは非該当だったから、今回も非該当と重い無許可で輸出した。	・該非判定をする際は、輸出時期を念頭に置き、最新の規制内容に基づいて行うことが必要。	・規制内容が変更された時には、該非判定の見直しが必要、リスト改正は毎年行われている。
★従来品（非該当）が生産中止のため、代替品を発注・輸出したが、当然非該当と思い込んだ。	・メーカーから該非判定書を入手し、社内での再確認が必要。	・代替品は、スペックが異なる可能性があるため、最新の該非判定書の入手が必要。
★本体が非該当であれば、部品も非該当になると思い込み、輸出をしてしまった。	・本体が非該当の場合でも、部品も該非判定が必要。	・組込部品が該当となる場合あり、外為法の正しい理解が必要。
★貨物と同様、プログラムも非該当と思い込んだ。	・貨物とプログラム（役務）はそれぞれ該非判定が必要。	・貨物は輸出令、役務は外為令で規制。
★海外の親会社も閲覧可能なクラウド環境に該当プログラムを無許可で保存してしまった。	・クラウド環境でも該非判定が必要であり、社内教育によりその旨周知が必要。	・クラウド環境での提供が役務提供に当たるとの認識がなかった。
★デモ機の貸出しは該非判定不要と思い込んで無許可で輸出した。	・デモ機の貸出しでも輸出に当たることから該非判定が必要。	・デモ機の貸出しが輸出に当たるとの認識がなかった。
「法令の誤解釈」「法認識欠如」が原因の例		
★非該当の装置を部分品とともに輸出する際、部分品の価格が装置の10%未満の場合、特例により部分品も一律非該当と思い込んでしまった。	・部分品特例が記載された運用通達に従って、厳格な確認を行い、特例が適用できない場合には、該非判定が必要。	・部分品特例は、本体の主要な要素となっていない又は分離しがたい場合等に限定。
★2項該当貨物のサンプル出荷品について、少額特例が適用できると思い込んでしまった。	・特例適用の可否について、ダブルチェック体制を講じるなどして、厳格な確認が必要。	・少額特例は、1～4項の貨物には適用されない。
★輸入した機器の故障修理のための返送なら、輸出許可が不要と思い込んだ。	・修理のための返送や不良品の返品でも輸出許可が必要。	・返品でも輸出許可の対象となる。修理特例との違いに注意。
★輸出を行った社員に外為法の知識が無く、当該貨物を非該当として輸出した。	・外為法の研修や説明会を社員に行い、貿易管理への理解を深めることが必要。	・社員の貿易管理の知識不足が、会社の損失を招く。
★メーカーから該非判定書を入手したが、リスト規制に該当しても、用途・需要者に懸念が無ければ、許可不要と思い込んだ。	・リスト規制に該当した場合は、用途・需要者にかかわらず、許可申請が必要。	・該非判定の手続を定め、社内教育を行い、周知・実施することが必要

⑪違反事例と違反防止のポイント②

違反事例	違反防止のポイント	備 考
「体制未整備」「体制の形骸化」「出荷誤り」が原因の例		
★メーカーから該非判定書を入手したが、許可申請の方法が分からず放置し、無許可輸出した。	・輸出管理体制が未整備のため、輸出者等遵守基準を網羅したCPを整備し、輸出に当たっては、CPに基づく手続が必要。	・安全保障貿易管理説明会等を通じて制度を理解し、社内周知を行うことが必要。
★輸出許可申請が必要な場合は、通関業者から何らかの指示があるものと思っていた。（なかったので無許可輸出した。）		・該非判定は輸出者の義務であり、メーカーから連絡が無い場合でも確認することが必要。
★輸送業者に該当品を保管させ、許可申請の手続中に、輸送業者が誤って出荷（無許可輸出）してしまった。	・出荷時には、該非判定、取引審査や許可証の取得が完了していることを確認の上、貨物等の同一性を確認する体制が必要。	・出荷の確認は、違反の未然防止の最終関門。
★包括許可証が使用できない地域への技術提供に、誤って包括を適用して実施してしまった。	・取引審査において、包括許可の適用範囲を重層的に確認する体制が必要。	・輸出管理体制が形骸化したことにより、古いマトリックス表で判断した。
★社内に輸出管理体制が存在せず、許可申請の要否は全て通関業者任せ、結果的に無許可輸出が発生した。	・輸出等を行う貨物や技術について、該非確認に係る手続を定めることが必要。	・中小企業等アウトリーチ事業を活用性、輸出管理体制を構築。
★輸出許可に付随した許可条件への違反行為が発生した。	・特一包括を使用してグループA向けにその他の軍事用途に用いられる貨物を輸出する場合、事後報告が必要。	・安全保障の観点から、許可条件を付しており、履行されない場合には安保リスク大。
★リスト改正を踏まえ、社内のシステム変更を行ったが、適用日までに改修が間に合わず、該非判定誤りが発生した。	・効率的に該非を判断するため、製品開発時後、即座に該非判定を行うことは良いが、政省令開発時には即座にそのリストを見直す体制・手続を定めておくことが必要。	・規制内容が変更された時には、該非判定の見直しが必要、リスト改正は毎年行われている。
★1項該当のピクリン酸の輸出の際、通達改正が理解できず、「火薬類」とは「火取法」で定める火薬類と思い込み、非該当として輸出してしまった。	・通達改正が理解できない場合や、既存製品の該非判定に疑義が生じた場合は、経産省等に確認を行うことが必要。	・「火薬類」とは、火取法対象外の火薬類も含まれる。
★2項及び4項で該非判定が必要な貨物を、2項のみで該非判定を行い、非該当と判定してしまった。	・該非判定は、ダブルチェック体制を講じるなどして、厳格な確認が必要。	・リスト規制は、複数の項番に該当する可能性がある。
★仲介貿易で移転した貨物の修理の場合には、規制の対象外なのではと思い込んだ。	・修理の場合であっても三国間の取引要件を満たす場合には、仲介貿易規制の対象であることを理解することが必要。	・仲介貿易は役務取引規制。

外為法違反事案分析

【2020年度】

令和3年10月

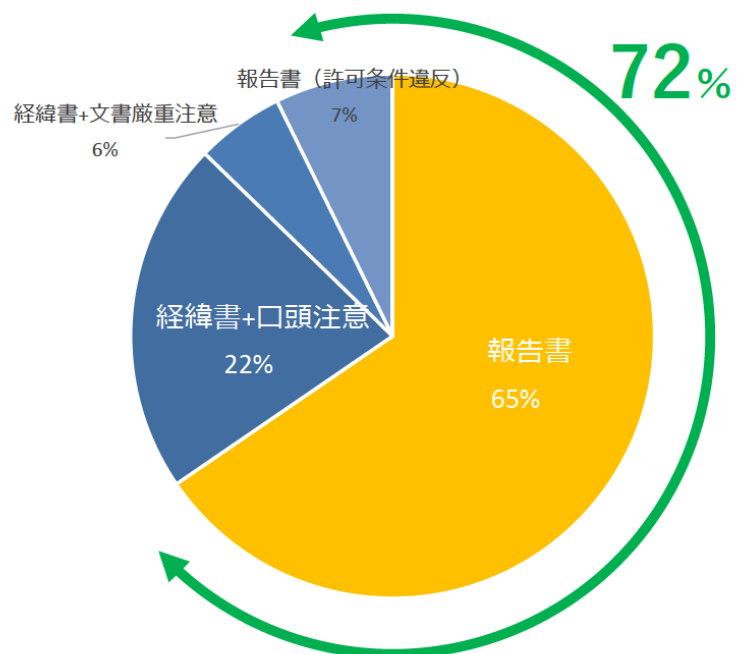
経済産業省 貿易経済協力局

安全保障貿易検査官室

① 処分内容別割合

- 「行政制裁」 & 「警告」：故意性のある悪質な違反処分実績は**無し**
- 「経緯書+文書注意」 & 「経緯書+口頭注意」：法益侵害度、再発可能性を審査し、比較的問題が大きい場合に処分する事案は、それぞれ**6 %**、**22 %**
- 「報告書」：違反原因の究明と再発防止の宣誓で了とする軽微な事案は、**最多の65 %**
→初回許可条件違反などの審査課対応の「報告書」（7 %）を含めると**72 %**

処分内容	割合
行政制裁	0%
警告	0%
経緯書+文書厳重注意	6%
経緯書+口頭注意	22%
報告書	65%
報告書（許可条件違反）	7%

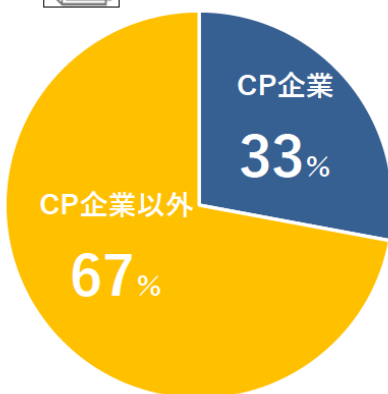


② 企業規模別違反割合

- CP届出別でみると、CP届出企業以外の割合が極めて高い（67％）。
- 資本金別でみると、3億円超が過半（55％）を占める
- 従業員別でみると、300人以下が過半（55％（40％+15％））を占める



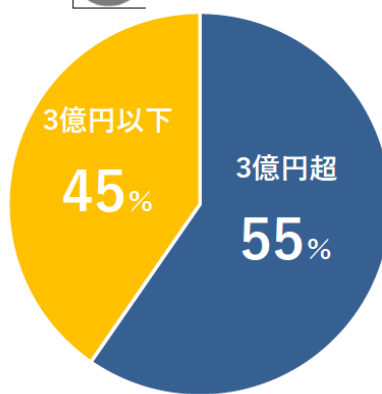
CP届出別



企業	割合
CP企業	33%
CP企業以外	67%



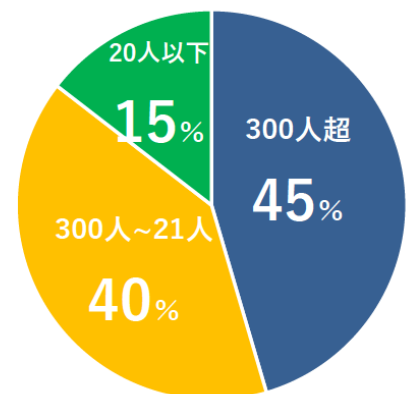
資本金別



資本金	割合
3億円超	55%
3億円以下	45%



従業員別

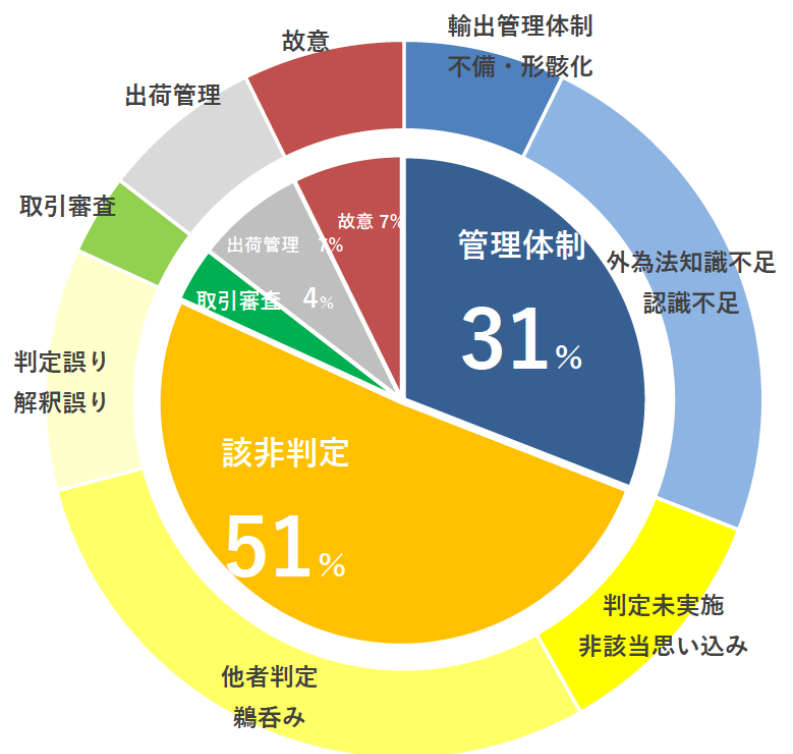


従業員数	割合
300人超	45%
300人~21人	40%
20人以下	15%

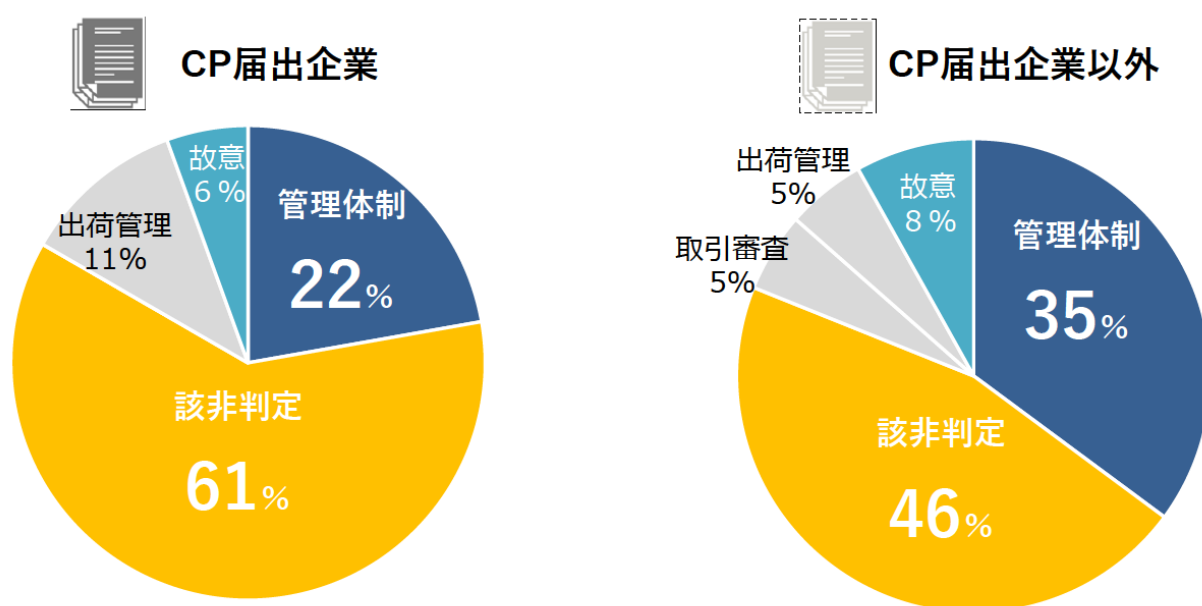
③ 違反原因分類別割合

- 該非判定未実施・他社判定鵜呑みなど「該非判定」の違反が**51%**と最多
- 次いで輸出管理体制不備、など「管理体制」の違反は**31%**

分類	違反原因	割合
管理体制	輸出管理体制の不備・形骸化	7%
	外為法認識不足・知識欠如	24%
	管理ルール・体制未整備	0%
該非判定	判定未実施／非規制思い込み	11%
	他者誤判定鵜呑み	29%
	判定誤り／法令解釈誤り	11%
取引審査	許可不要特例適用誤り	4%
	許可申請等誤り	0%
出荷管理	出荷・申告時の誤り	7%
故意	故意	7%

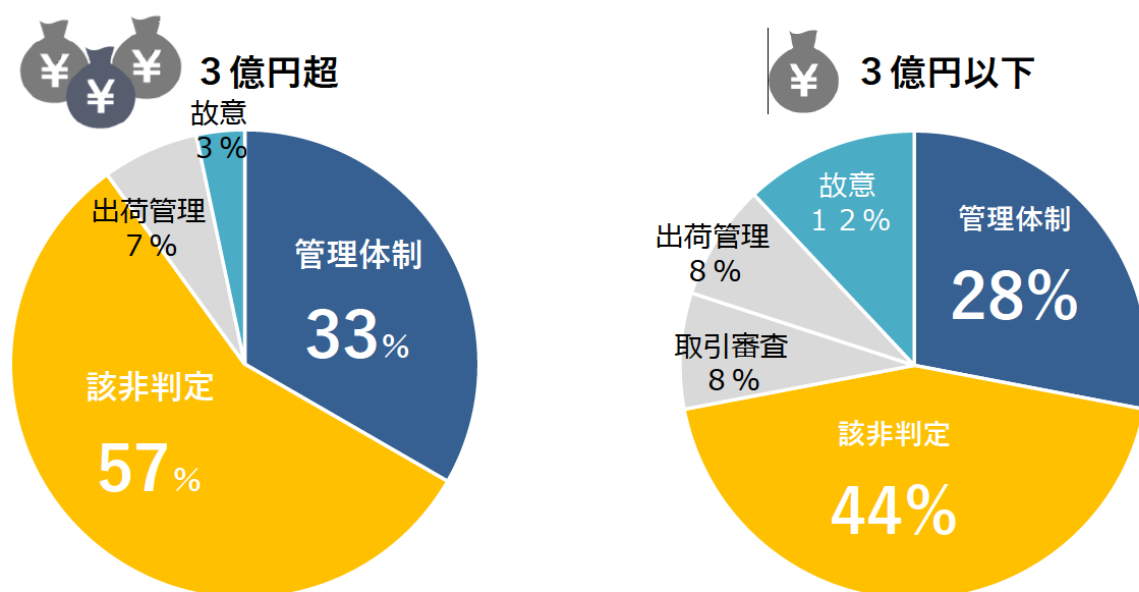


③ 違反原因分類別割合（比較：CP届出の有無）



違反原因	CP届出企業	CP届出企業以外	合計
管理体制	22%	35%	31%
該非判定	61%	46%	51%
取引審査	0%	5%	4%
出荷管理	11%	5%	7%
故意	6%	8%	7%

③ 違反原因分類別割合（比較：資本金別）

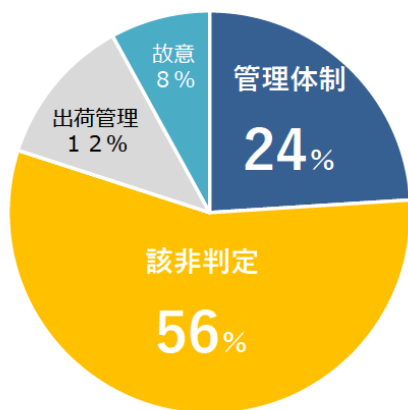


違反原因	3億円超	3億円以下	総計
管理体制	33%	28%	31%
該非判定	57%	44%	51%
取引審査	0%	8%	4%
出荷管理	7%	8%	7%
故意	3%	12%	7%

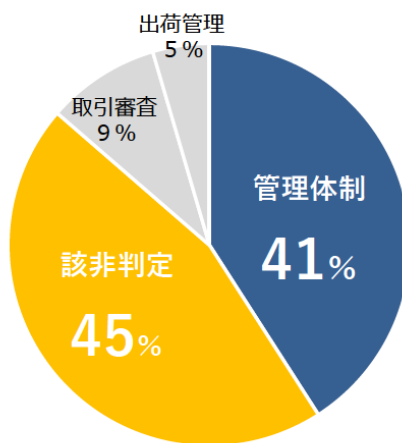
③ 違反原因分類別割合（比較：従業員数別）



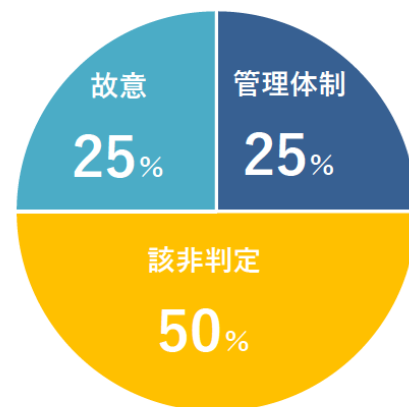
300人超



300人～21人



20人以下

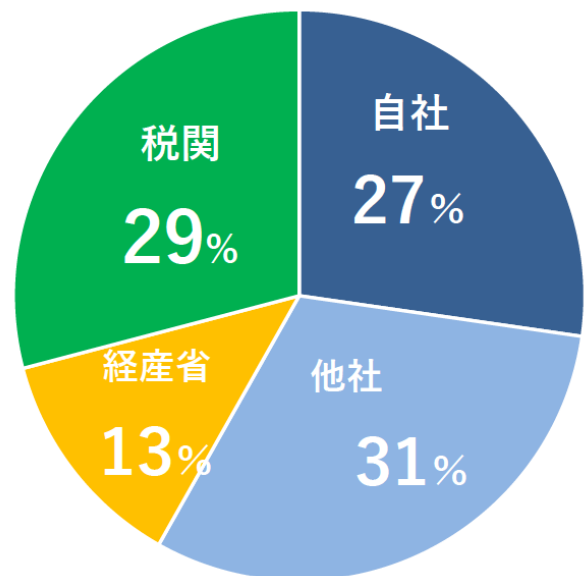


違反原因	300人超	300人～21人	20人以下	合計
管理体制	24%	41%	25%	31%
該非判定	56%	45%	50%	51%
取引審査	0%	9%	0%	4%
出荷管理	12%	5%	0%	7%
故意	8%	0%	25%	7%

④ 違反発覚の端緒分類別割合

- メーカー等他社から輸出後に指摘（判定誤り連絡）を受けた事案が**最多の31%**。
- 次いで、**税関**による**事後調査**を端緒に発覚した事案が29%。
- **社内監査**などによる**自社**にて発覚した事案が、27%。
- **経産省**が端緒となる事案では、**履行報告の確認、許可審査時に過去輸出の対応を聴取時**に違反が発覚した事案が13%。

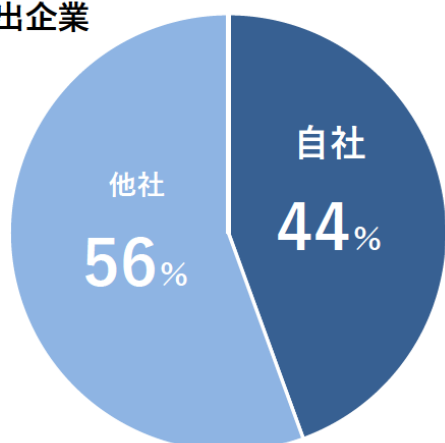
分類	端緒	割合
自主通報	自社	27%
	他社	31%
公的機関指摘	経産省	13%
	税関	29%



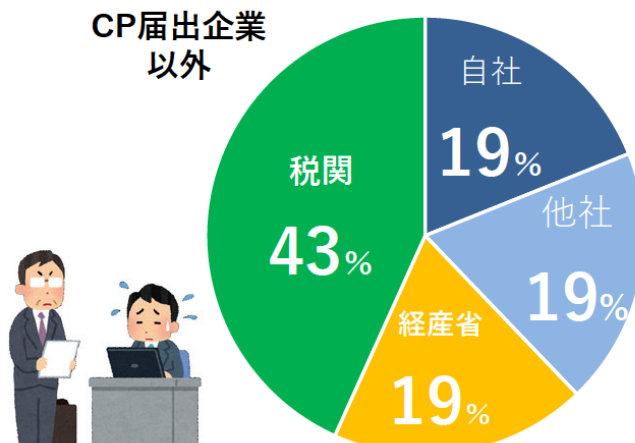
④ 違反発覚の端緒分類別割合（CP届出別）

- CP届出企業は、該非判定誤りの連絡等による他社通報が56%と過半を占めており、公的機関の指摘は無く全て自社通報となっている。
- CP届出企業以外は、税関指摘が43%と最も高い。

CP届出企業



CP届出企業
以外



分類	端緒	割合
自主通報	自社	44%
	他社	56%
公的機関指摘	経産省	0%
	税関	0%

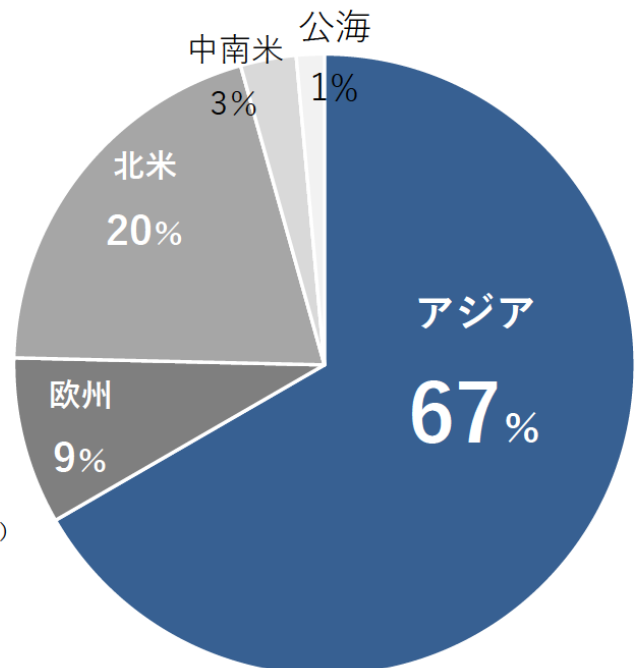
分類	端緒	割合
自主通報	自社	19%
	他社	19%
公的機関指摘	経産省	19%
	税関	43%

⑤ 違反仕向地域別割合

- **アジア**向けが**67%**と最多。
- 次いで先進国の多い地域である**北米**が**20%**、**欧州**が**9%**と続く。

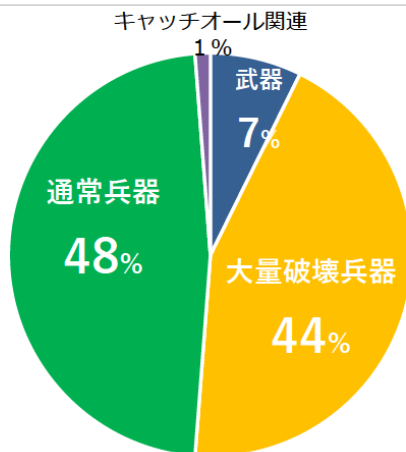
順位	地域	割合
1	アジア	67%
2	北米	20%
3	欧州	9%
4	中南米	3%
5	公海	1%

※一違反事案に仕向地が複数国ある場合、複数国分を計上（違反件数：55件）



⑥ 違反項番別割合

- 通常兵器関連（5～15項）は**48%**、大量破壊兵器関連（2～4項）は**44%**。
- 項番別では、10項の光検出器や電子式のカメラ等が多くを占める。
- 貨物は**91%**、役務が**9%**と貨物が大宗を占める。



分類	割合
武器関連	7%
大量破壊兵器関連	44%
通常兵器関連	48%
キャッチオール関連	1%

項番別上位10位

順位	項番	項目	割合
1	10(2)	光検出器、冷却器等	11%
2	10(4)	電子式のカメラ等	11%
3	5(18)	炭素繊維製品	7%
4	3(2)	ポンプ・バルブ	7%
5	2(33)	圧力計・ベローズ弁	6%
6	2(8)	周波数変換器	4%
7	外2(1)	工作機械の図面等	4%
8	1(2)	産業用発破器等	2%
9	1(4)	火薬又は爆薬の安定剤	2%
10	12(2)	船舶の部分品	2%
-	その他		43%



外為法違反事案分析 (2021年度)

令和4年9月

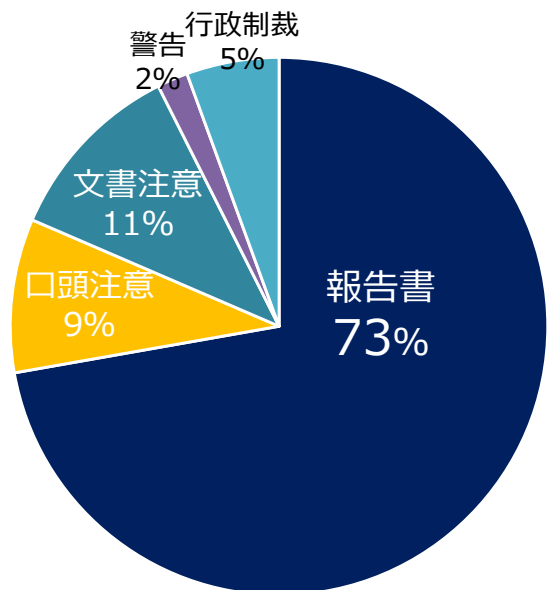
経済産業省 貿易経済協力局

安全保障貿易検査官室

① 処分内容別割合

- 「行政制裁」 & 「警告」：故意性のある悪質な違反処分実績は合計すると**7%**。
- 「経緯書+文書注意」 & 「経緯書+口頭注意」：法益侵害度、再発可能性を審査し、比較的問題が大きい場合に処分する事案は、それぞれ**11%、9%**。
- 「報告書」：違反原因の究明と再発防止の宣誓ですとする軽微な事案は**最多の73%**。

処分内容	割合
行政制裁	5%
警告	2%
経緯書+文書厳重注意	11%
経緯書+口頭注意	9%
報告書	73%
合計	100%

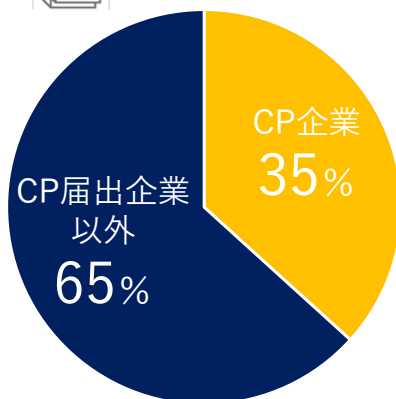


② 企業規模別違反割合

- CP届出別でみると、CP届出企業以外の割合が高い（65%）。
- 資本金別でみると、3億円以下が過半（56%）を占める。
- 従業員別でみると、300人超と300人以下で約半々の割合。



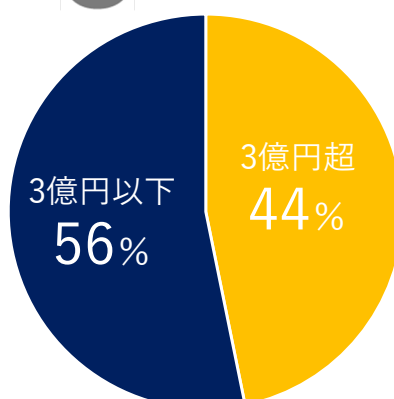
CP届出別



企業	割合
CP企業	35%
CP企業以外	65%
合計	100%



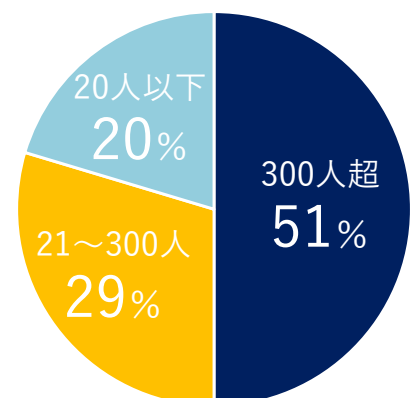
資本金別



資本金	割合
3億円超	44%
3億円以下	56%
合計	100%



従業員別

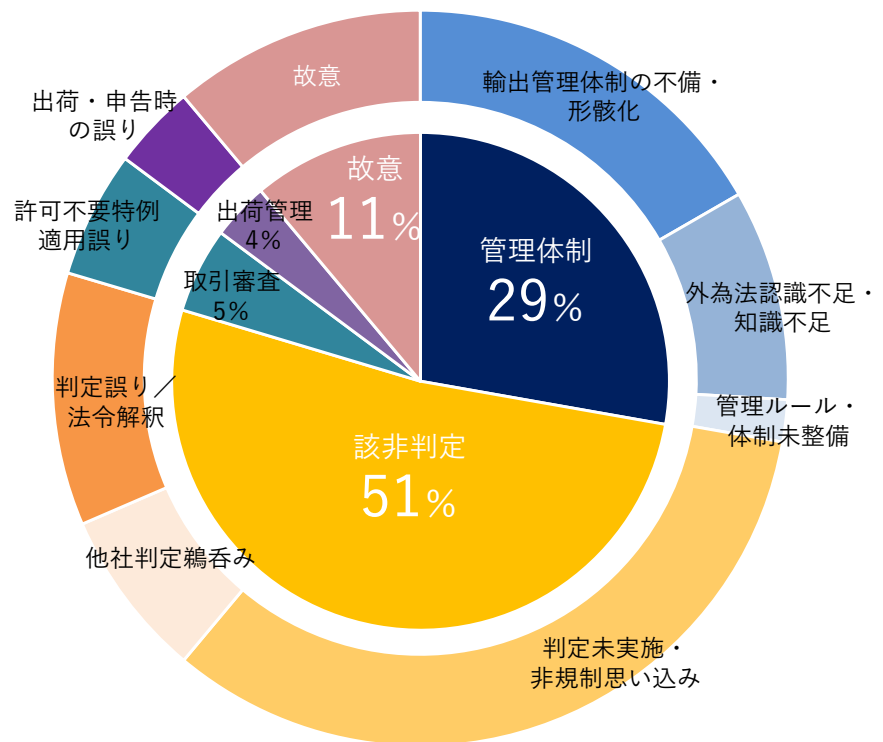


従業員数	割合
300人超	51%
300人~21人	29%
20人以下	20%
合計	100%

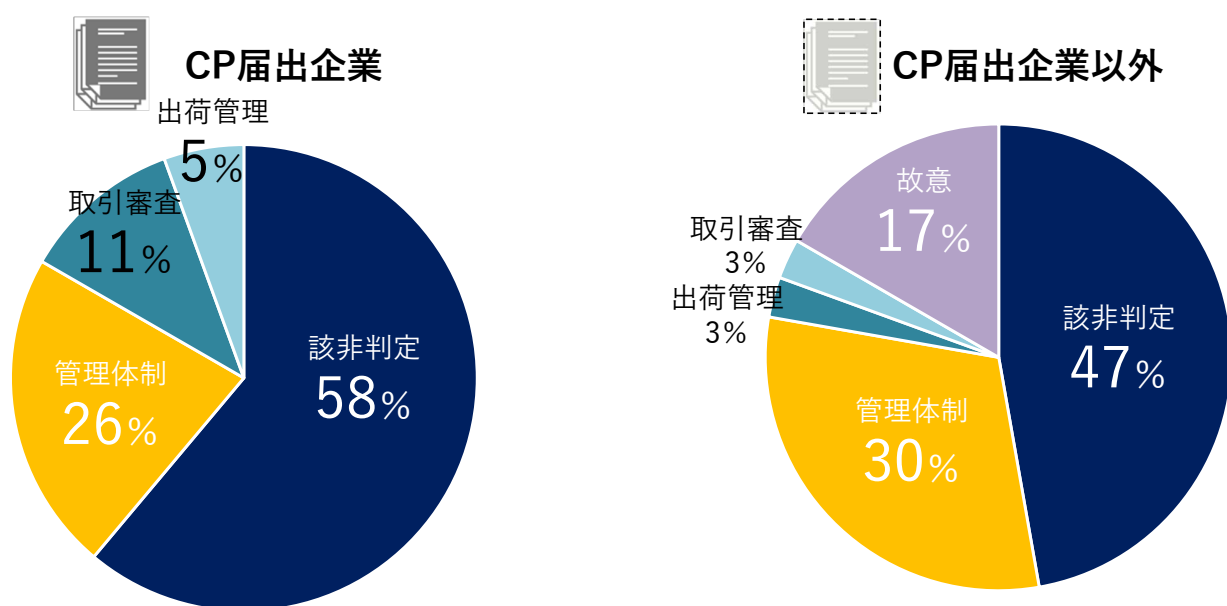
③ 違反原因分類別割合

- 該非判定未実施・他社判定鵜呑みなど「該非判定」の違反が**51%**と最多。
- 次いで輸出管理体制不備、など「管理体制」の違反は**29%**。

分類	違反原因	割合
管理体制	輸出管理体制の不備・形骸化	18%
	外為法認識不足・知識欠如	9%
	管理ルール・体制未整備	2%
該非判定	判定未実施／非規制思い込み	33%
	他者誤判定鵜呑み	7%
	判定誤り／法令解釈誤り	11%
取引審査	許可不要特例適用誤り	5%
	許可申請等誤り	0%
出荷管理	出荷・申告時の誤り	4%
故意	故意	11%
合計		100%

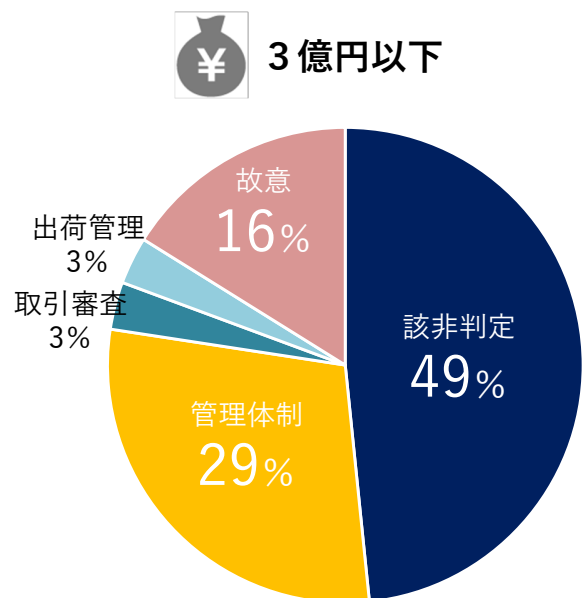
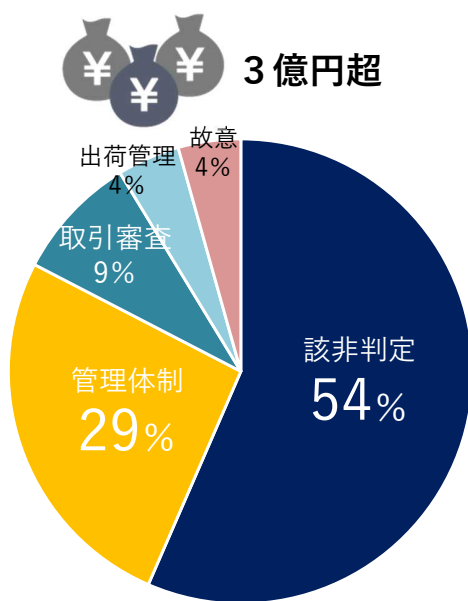


③ 違反原因分類別割合（比較：CP届出の有無）



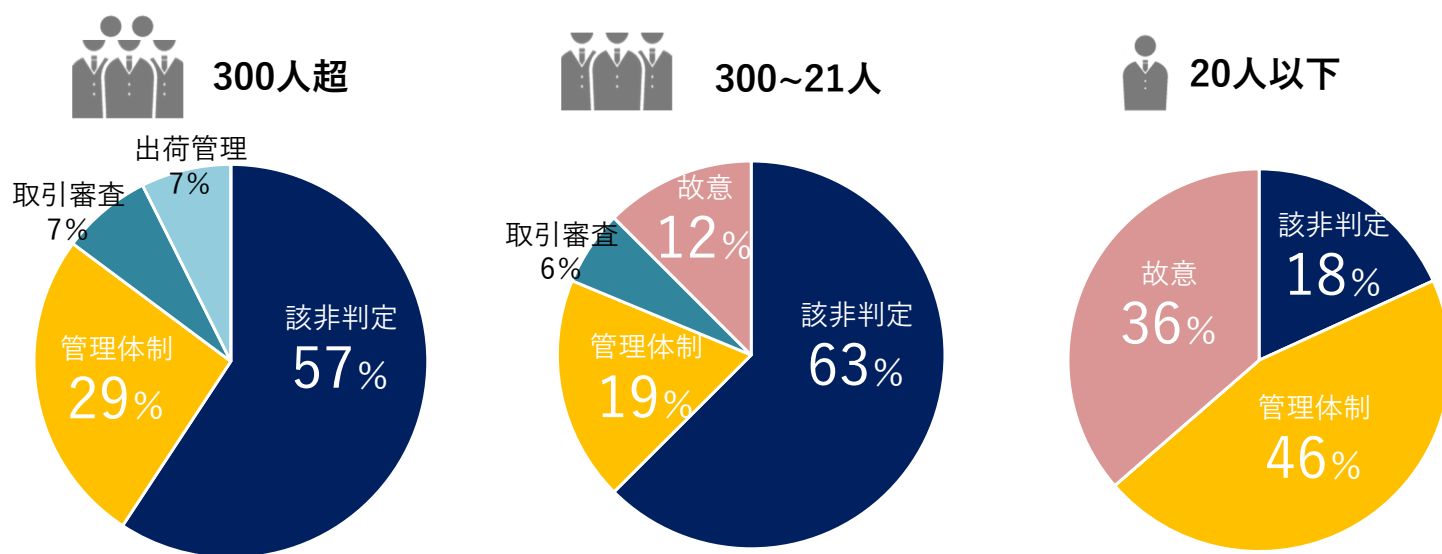
違反原因	CP届出企業	CP届出企業以外
該非判定	58%	47%
管理体制	26%	30%
取引審査	11%	3%
出荷管理	5%	3%
故意	0%	17%

③ 違反原因分類別割合（比較：資本金別）



違反原因	3億円超	3億円以下
該非判定	54%	49%
管理体制	29%	29%
取引審査	9%	3%
出荷管理	4%	3%
故意	4%	16%

③ 違反原因分類別割合（比較：従業員数別）

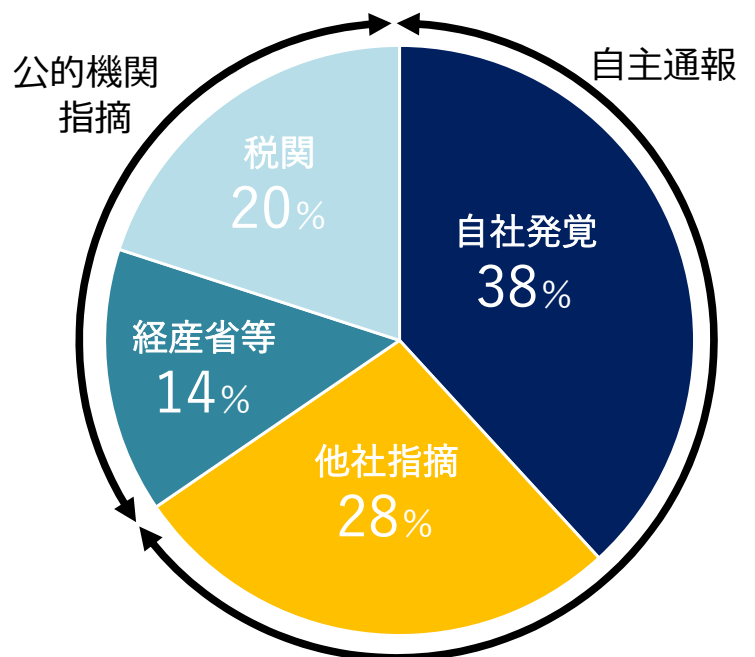


違反原因	300人超	300~21人	20人以下
該非判定	57%	63%	18%
管理体制	29%	19%	46%
取引審査	7%	6%	0%
出荷管理	7%	0%	0%
故意	0%	12%	36%

④ 違反発覚の端緒分類別割合

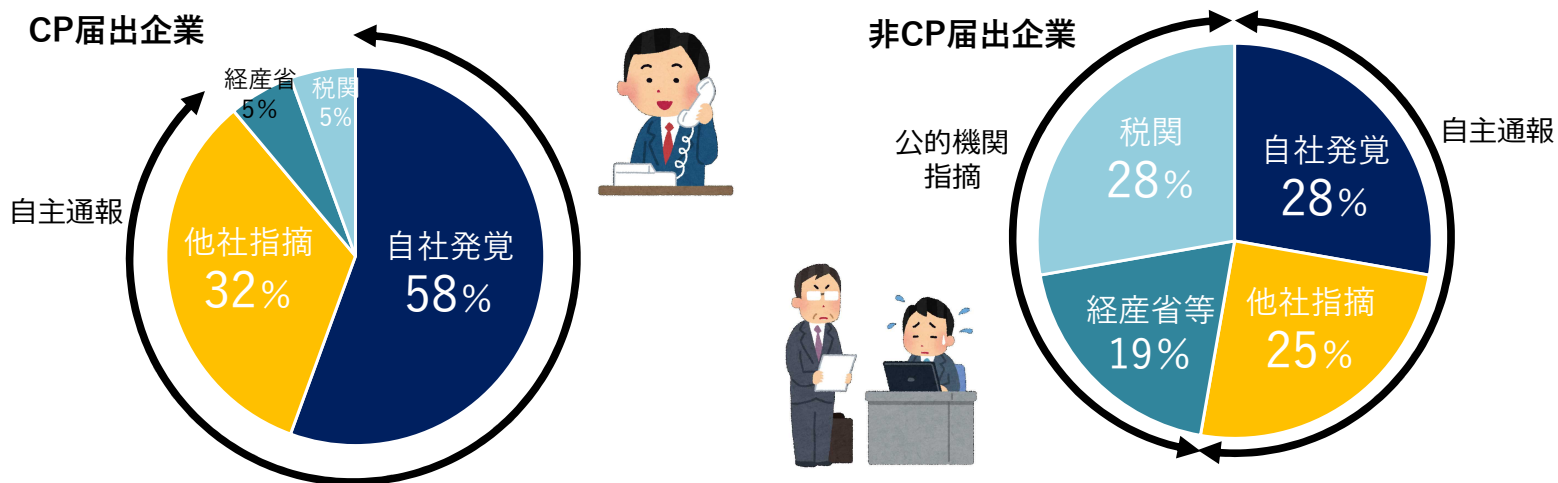
- 自主通報と公的機関指摘の割合はおよそ **2 : 1** で、自主通報の方が多い。
- 端緒別に見ると、自ら違反を発見し通報してきた自社発覚の事案が**最多の38%**、次いで、他社による指摘により発覚した事案が**28%**。
- 公的機関指摘では、税関の事後調査により発覚した事案が**20%**と最も多い。

分類	端緒	割合	合計
自主通報	自社発覚	38%	66%
	他社指摘	28%	
公的機関指摘	経産省等	14%	34%
	税関	20%	



④ 違反発覚の端緒分類別割合（CP届出別）

- **CP届出企業**は、自主通報の割合が約9割と大半を占めており、公的機関の指摘による発覚を大きく上回っている。
- **CP届出企業以外**は、自主通報と公的機関指摘の割合が**ほぼ半々**であり、そのうち自社発覚と税関による通報がそれぞれ3割近くを占めている。



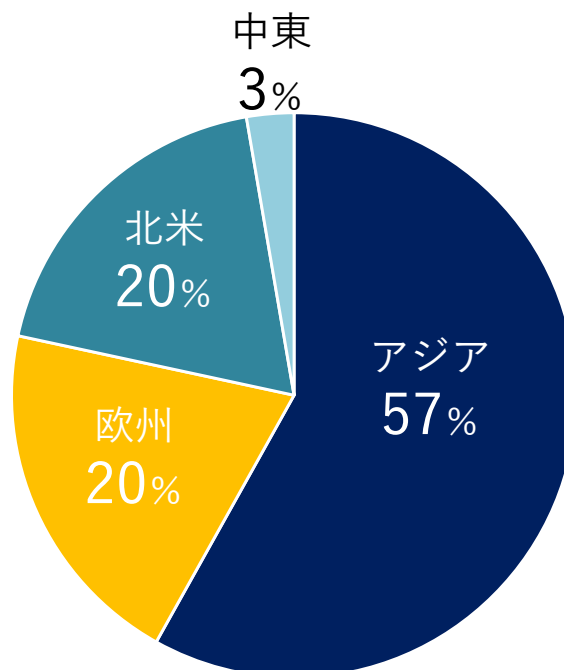
分類	端緒	割合	合計
自主通報	自社発覚	58%	90%
	他社指摘	32%	
公的機関指摘	経産省	5%	10%
	税関	5%	

分類	端緒	割合	合計
自主通報	自社発覚	28%	53%
	他社指摘	25%	
公的機関指摘	経産省等	19%	47%
	税関	28%	

⑤ 違反仕向地域別割合

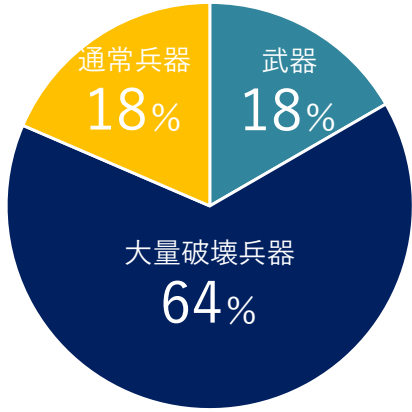
- アジア向けが**57%と最多**。
- 次いで先進国の多い地域である**欧州及び北米がともに20%**。

順位	地域	割合
1	アジア	57%
2	欧州	20%
2	北米	20%
4	中東	3%



⑥ 違反項番別割合

- 大量破壊兵器関連（2～4項）の割合が最も多く**64%**。次いで、通常兵器関連（5～15項）及び武器関連（1項）がともに**18%**。
- 項番別においても、大量破壊兵器関連の貨物及び技術が上位にランク。
- 違反全体に占める**貨物**と**役務**の割合は、それぞれ**75%**、**25%**であり、貨物が大部分を占める。



分類	割合
武器関連	18%
大量破壊兵器関連	64%
通常兵器関連	18%

項番別上位10位

順位	項番	項目	割合
1	外2(1)	核燃料物質にかかる技術	11%
2	4(10)	プリプレグ製造用装置	9%
3	2(33)	圧力計	7%
4	外1(1)	銃砲又は銃砲弾にかかる技術	7%
5	2(12)	工作機械	5%
6	3(2)	化学用の貯蔵容器	4%
7	3(1)	化学用の反応器	4%
8	1(2)	爆発物	4%
9	2(1)	核燃料物質	4%
10	10(2)	光検出器	4%
-	その他		41%

外為法違反事案の分析結果について (安全保障貿易管理関係) (2022年度)

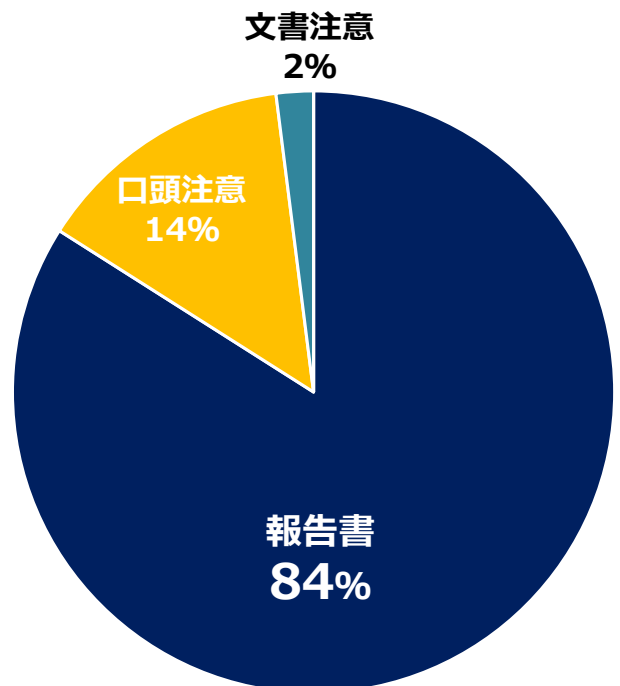
本資料は、2022年4月1日から2023年3月31日までの間に
処分を決定した事案を対象としてとりまとめたものです。

2024年1月
経済産業省 貿易経済協力局
安全保障貿易検査官室

① 処分内容別割合

- 「行政制裁」 & 「警告」：故意性のある**悪質な違反**に対する処分実績は**無し**。
- 「経緯書+文書注意」 & 「経緯書+口頭注意」：法益侵害度、再発可能性等を勘案し、比較的問題が大きい事案の場合に行う処分は、それぞれ**2%、14%**。
- 「報告書」：違反原因の究明と再発防止の宣誓ですと**する軽微な事案は最多の84%**。

処分内容	割合
行政制裁	0%
警告	0%
経緯書+文書厳重注意	2%
経緯書+口頭注意	14%
報告書	84%
合計	100%

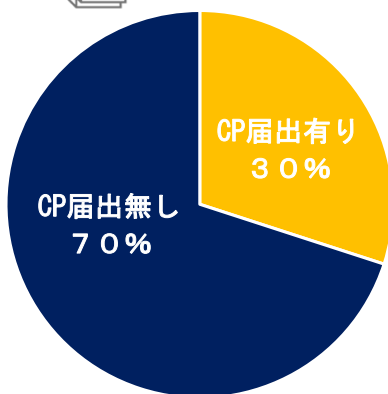


②企業規模別違反割合

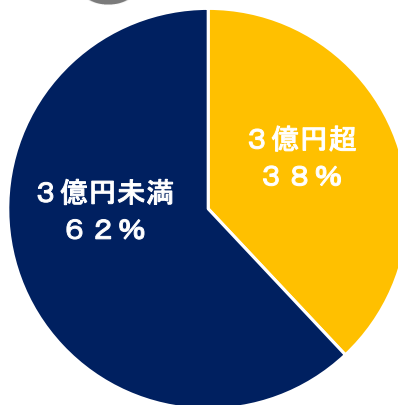
- CP届出別でみると、CP届出企業以外の割合が高い（70%）。
- 資本金別でみると、3億円以下が過半（62%）を占める。
- 従業員別でみると、300人以下が過半（58%）を占める。
- 比率の増減はあるものの、全体的な構成比の傾向は昨年から大きな変化はなし。



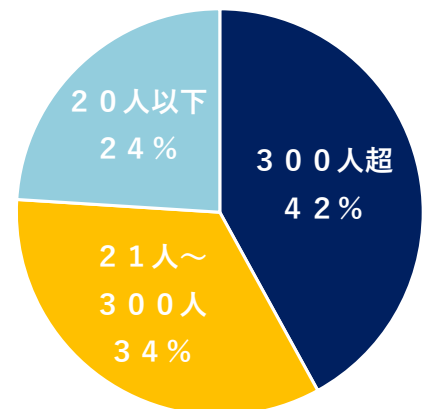
CP届出別



資本金別



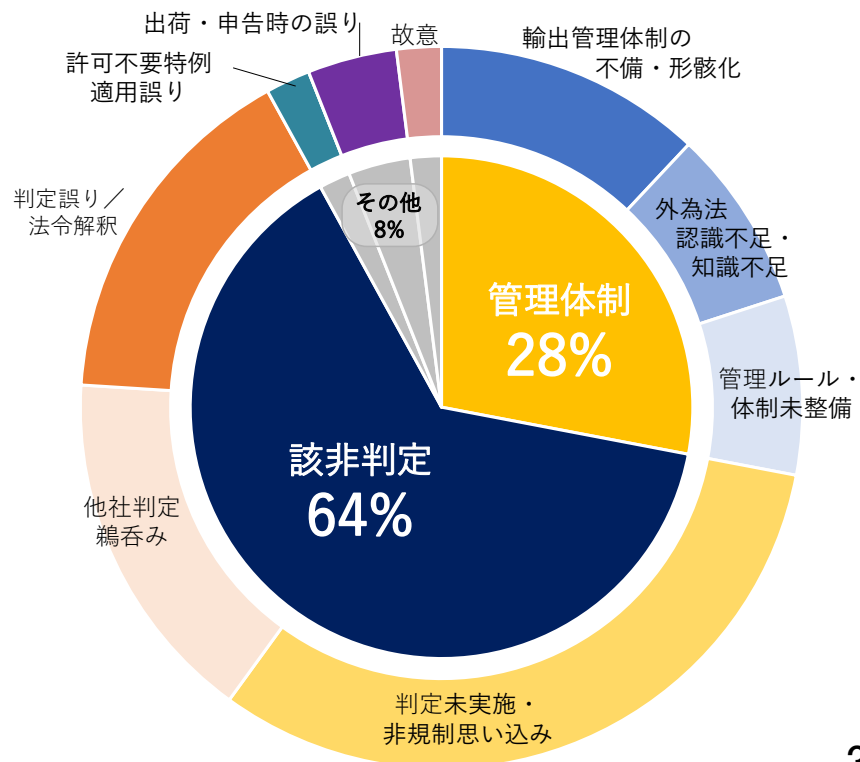
従業員数別



③ 違反原因分類別割合

- 該非判定未実施・判定誤り・他社判定鵜呑みなど「**該非判定**」の違反が**64%**と多く、特に「**判定の未実施/非規制思い込み**」が**32%**と多数を占める。
- 外為法認識不足や知識の欠如・輸出管理体制不備、など「**管理体制**」の違反が**28%**。
- なお、**違反は個々のさまざまな要素の連鎖の結果**という面があることにも留意が必要。

分類	違反原因	割合
管理体制	輸出管理体制の不備・形骸化	12%
	外為法認識不足・知識欠如	8%
	管理ルール・体制未整備	8%
該非判定	判定未実施／非規制思い込み	32%
	他者誤判定鵜呑み	16%
	判定誤り／法令解釈誤り	16%
取引審査	許可不要特例適用誤り	2%
	許可申請等誤り	0%
出荷管理	出荷・申告時の誤り	4%
故意	故意	2%
合計		100%

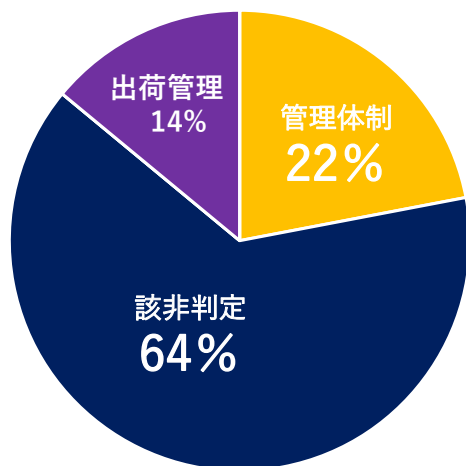


※違反の原因は主要因を集計しているが、事案によっては付随する要因がある

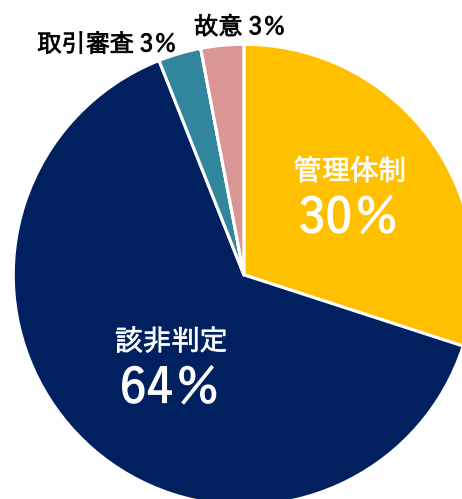
③ 違反原因分類別割合（比較：CP届出の有無）



CP届出企業



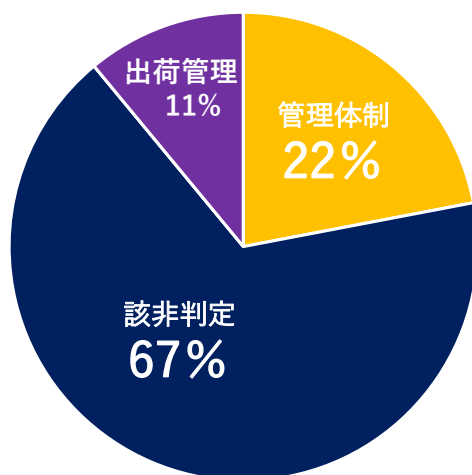
CP届出企業以外



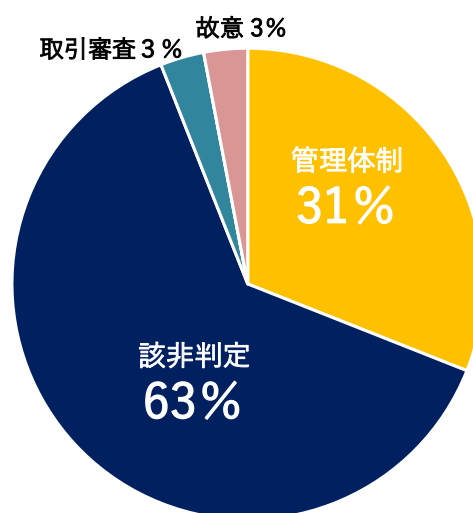
違反原因	CP届出企業	CP届出企業以外
管理体制	22%	30%
該非判定	64%	64%
取引審査	0%	3%
出荷管理	14%	0%
故意	0%	3%

③ 違反原因分類別割合（比較：資本金別）

¥ ¥ ¥ 3億円超

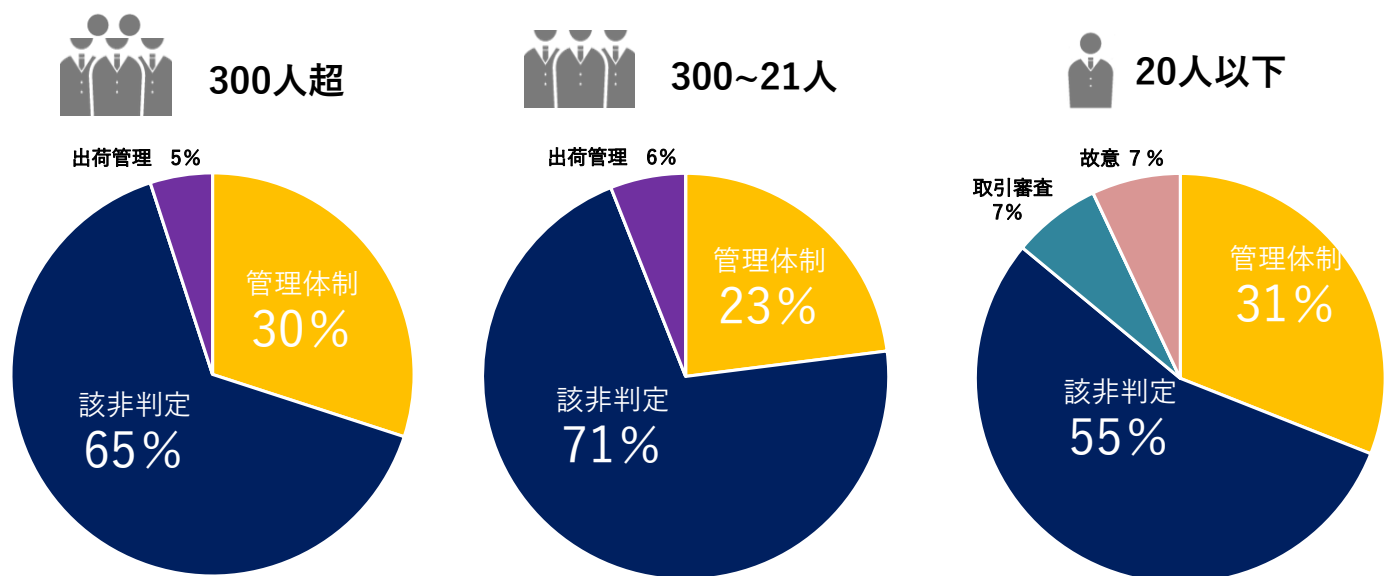


¥ 3億円以下



違反原因	3億円超	3億円以下
管理体制	22%	31%
該非判定	67%	63%
取引審査	0%	3%
出荷管理	11%	0%
故意	0%	3%

③ 違反原因分類別割合（比較：従業員数別）

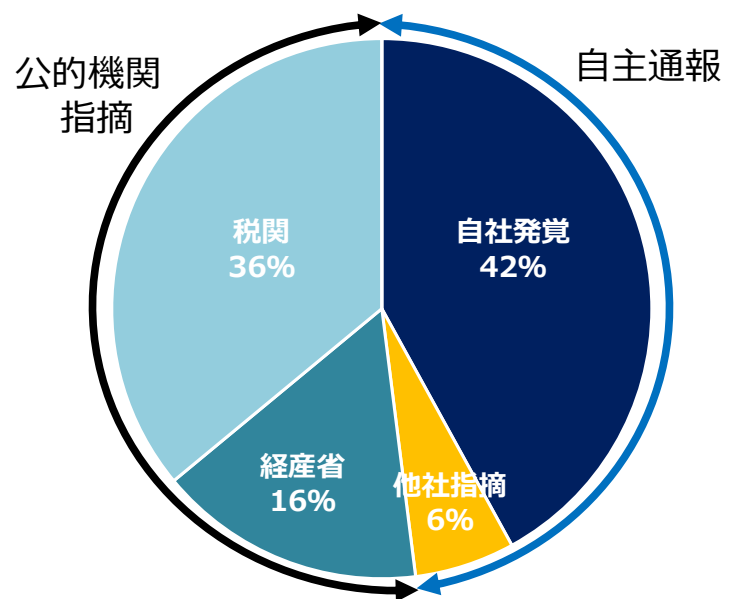


違反原因	300人超	300~21人	20人以下
管理体制	30%	23%	31%
該非判定	65%	71%	55%
取引審査	0%	0%	7%
出荷管理	5%	6%	0%
故意	0%	0%	7%

④ 違反発覚の端緒分類別割合

- 自主通報と公的機関指摘の比は、ほぼ**1：1**となっており、公的機関指摘が増加。
- 端緒別に見ると、自ら違反を発見し通報してきた**自社発覚**の事案が**最多の42%**。次いで、**税関の事後調査により発覚した事案が36%**。

分類	端緒	割合	合計
自主通報	自社発覚	42%	48%
	他社指摘	6%	
公的機関指摘	経産省	16%	52%
	税関	36%	
	警察	0%	

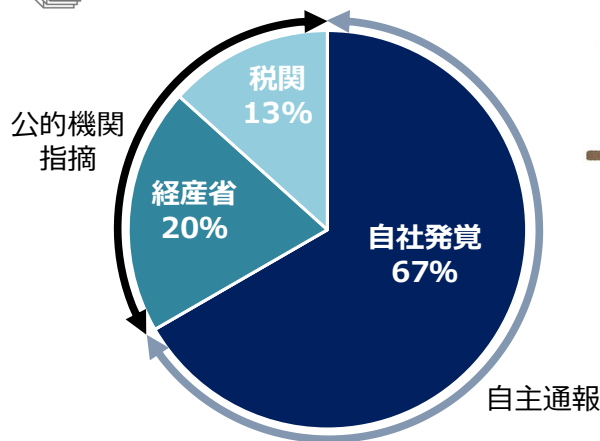


④ 違反発覚の端緒分類別割合（CP届出別）

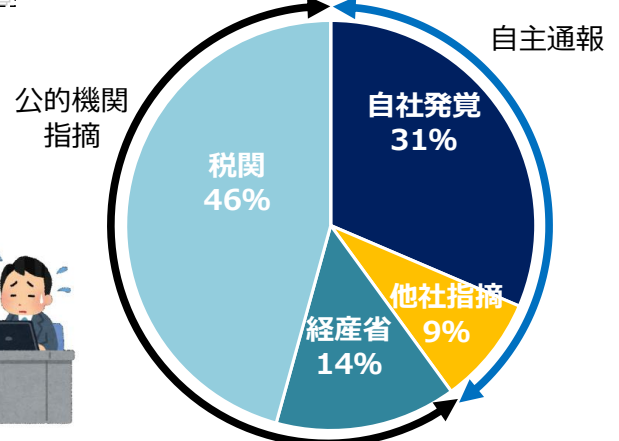
- CP届出企業は、自主通報の割合が約7割を占めており、公的機関の指摘による発覚を大きく上回っている。
- CP届出企業以外は、自主通報と公的機関指摘の割合が4:6である。また、税関による通報が全体数の5割近くを占めている。自社内での発覚の比率が低い。



CP届出企業



CP届出企業以外



分類	端緒	割合	合計
自主通報	自社発覚	67%	67%
	他社指摘	0%	
公的機関指摘	経産省	20%	33%
	税関	13%	

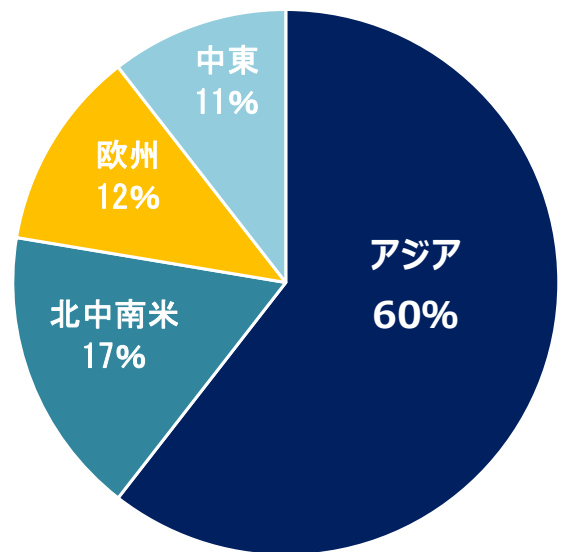
分類	端緒	割合	合計
自主通報	自社発覚	31%	40%
	他社指摘	9%	
公的機関指摘	経産省	14%	60%
	税関	46%	

⑤ 違反仕向地域別割合

- **アジア**向けが**60%**と最多。
- 次いで先進国を中心とした地域である**欧州及び北米**が合わせて約**30%**。

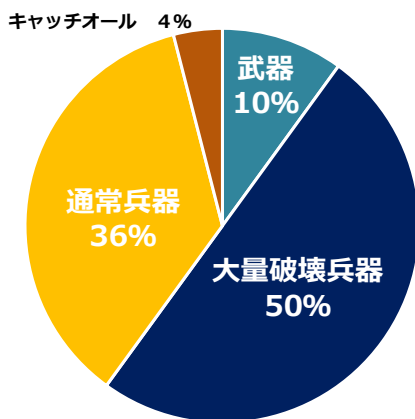
順位	地域	割合
1	アジア	60%
2	北中南米	17%
3	欧州	12%
4	中東	11%

(注) 1件で複数の国・地域向けが含まれている場合には、それぞれを個々に計上して算出。



⑥ 違反項番別割合

- 大量破壊兵器関連（2～4項）の割合が最も多く**50%**。次いで、通常兵器関連（5～15項）**36%**及び武器関連（1項）が**10%**。
- 9項暗号機器及び技術の違反が増加し全体の**16%**。
- 違反全体に占める**貨物の輸出**（外為法48条第1項）と**役務取引**（同第25条第1項）の割合は、それぞれ**74%**、**26%**であり、貨物が多い。



分類	割合
武器関連	10%
大量破壊兵器関連	50%
通常兵器関連	36%
キャッチオール	4%

項番別上位10位（赤字は大量破壊兵器関連）

順位	項番	項目	割合
1	外9(1)	（役務）暗号に関するソフト・技術	10%
2	3(1)	ナトリウム類・フッ化水素	8%
3	9(7)	暗号機器	6%
4	10(1)	ソナー	6%
5	1(3)	火薬類	4%
6	1(9)	自衛隊航空機の修理品	4%
7	2(17)	炭素繊維シート及びマルエージング鋼	4%
8	3(2)	耐食性のあるバルブ・ポンプ	4%
9	16		4%
10	7(18)	半導体基板	2%
-	その他		49%

外為法違反事案の分析結果について (安全保障貿易関係) (2023年度)

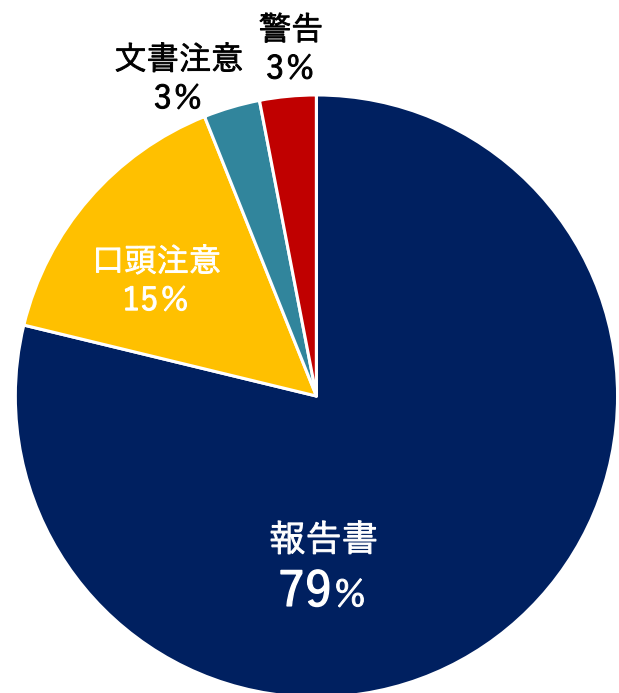
本資料は、2023年4月1日から2024年3月31日までの間に処分を決定した事案を対象としてとりまとめたものです。

2024年12月
経済産業省 貿易経済安全保障局
安全保障貿易検査官室

① 処分内容別割合

- 「行政制裁」 & 「警告」：故意性のある**悪質な違反**に対する処分実績が**3%**。
- 「経緯書+文書注意」 & 「経緯書+口頭注意」：法益侵害度、再発可能性等を勘案し、比較的問題が大きい事案の場合に行う処分は、それぞれ**3%**、**15%**。
- 「報告書」：違反原因の究明と再発防止の宣誓ですとす**る**軽微な事案は**最多**の**79%**。

処分内容	割合
行政制裁	0%
警告	3%
経緯書+文書厳重注意	3%
経緯書+口頭注意	15%
報告書	79%
合計	100%

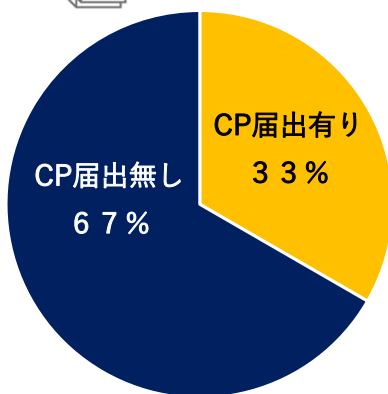


① 処分内容別割合

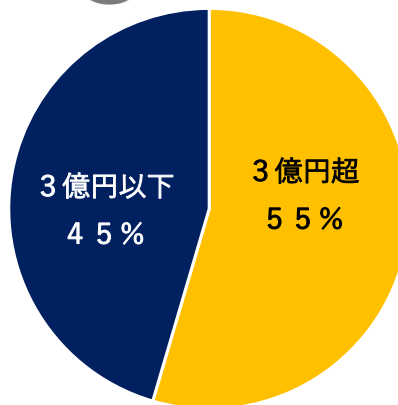
- CP届出別でみると、**CP届出企業以外**の割合が高い（**67%**）。
- 資本金別でみると、3億円超が**過半（55%）**を占める。
- 従業員別でみると、300人超が**約半数（49%）**を占める。
- CP届出別及び従業員数別については、前年の構成比と大きな違いはないが、資本金別については逆転している。



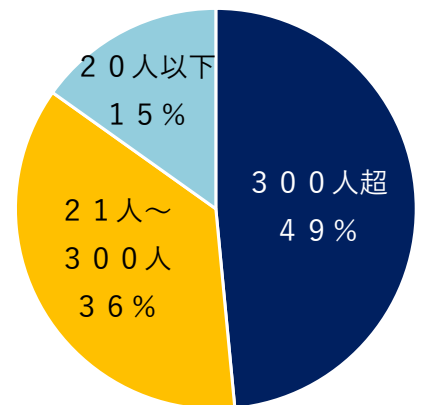
CP届出別



資本金別



従業員数別

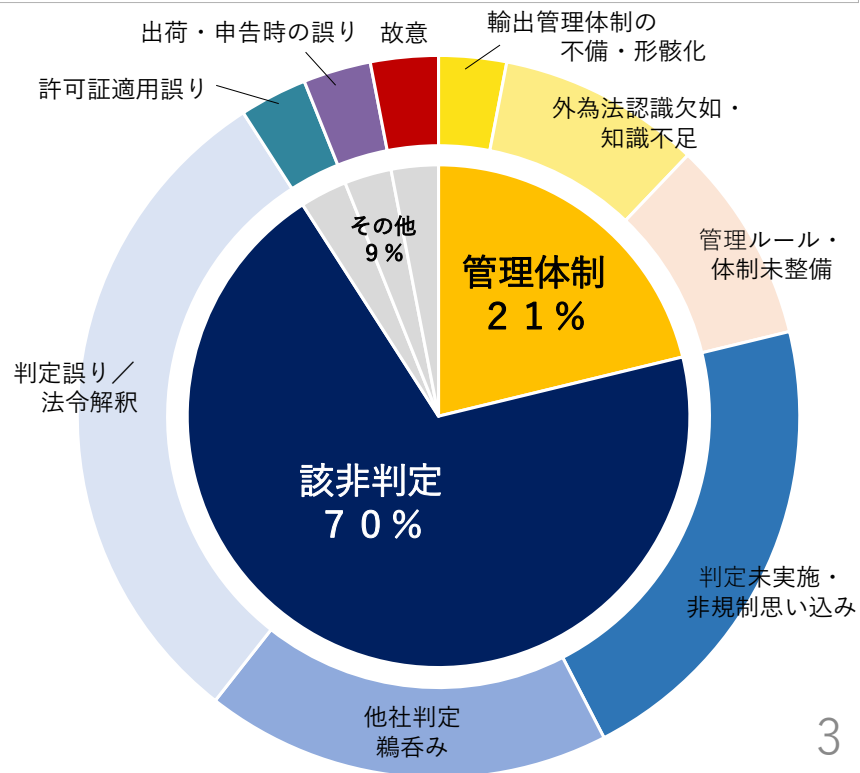


③ 違反原因分類別割合

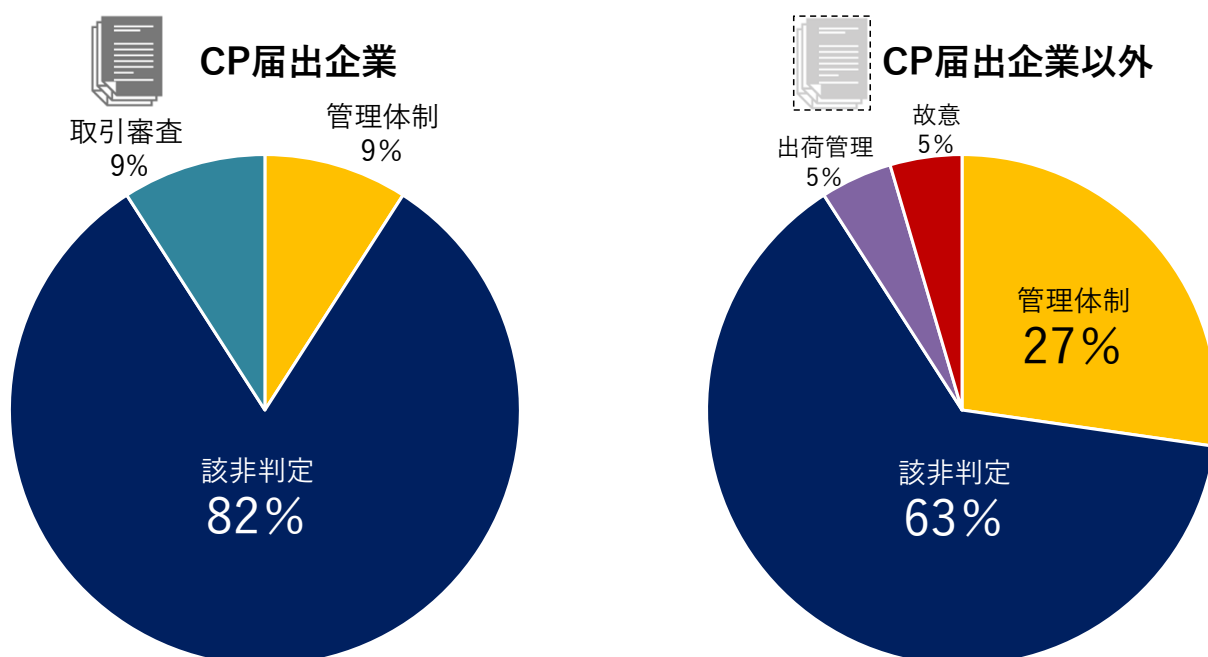
- 該非判定未実施・判定誤り・他社判定鵜呑みなど「**該非判定**」の違反が**70%**と多く、特に「**判定誤り/法令解釈誤り**」が**30%**と多数を占める。
- 外為法認識不足や知識の欠如・輸出管理体制未整備など「**管理体制**」の違反が**21%**。
- なお、**違反は個々のさまざまな要素の連鎖の結果**という面があることにも留意が必要。

分類	違反原因	割合
管理体制	輸出管理体制の不備・形骸化	3%
	外為法認識欠如・知識不足	9%
	管理ルール・体制未整備	9%
該非判定	判定未実施／非規制思い込み	21%
	他者誤判定鵜呑み	18%
	判定誤り／法令解釈誤り	30%
取引審査	許可証適用誤り	3%
	許可申請等誤り	0%
出荷管理	出荷・申告時の誤り	3%
故意	故意	3%
合計		100%

※違反の原因は主要因を集計しているが、事案によっては付随する要因がある。

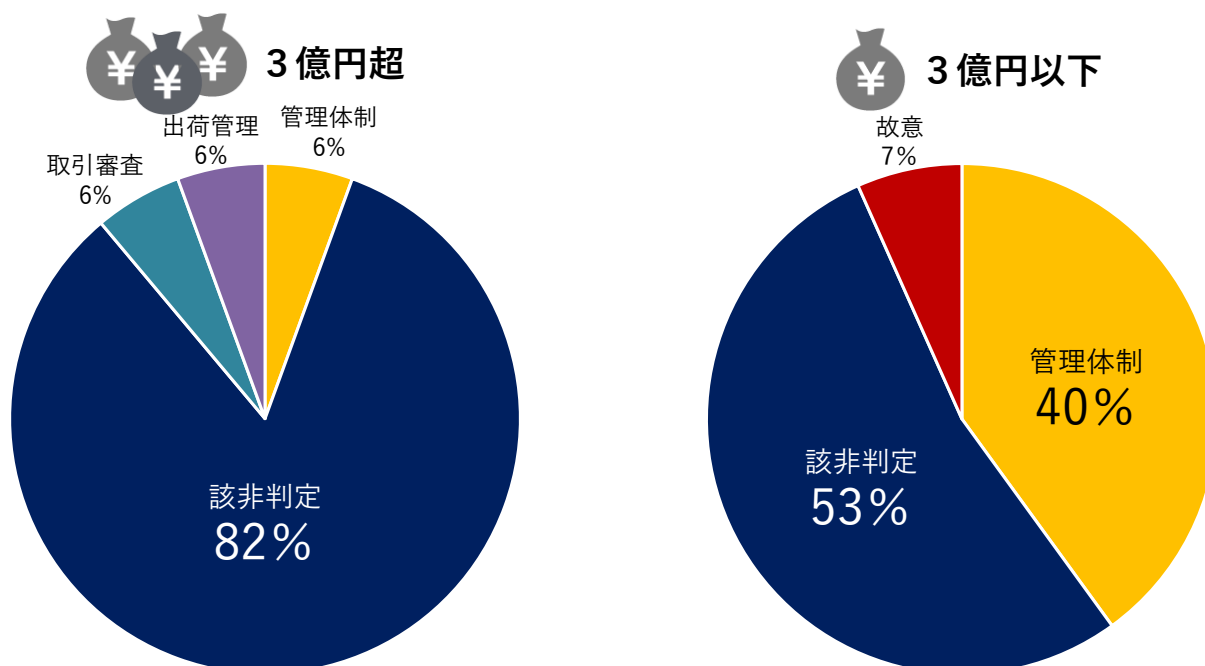


③ 違反原因分類別割合（比較：CP届出の有無）



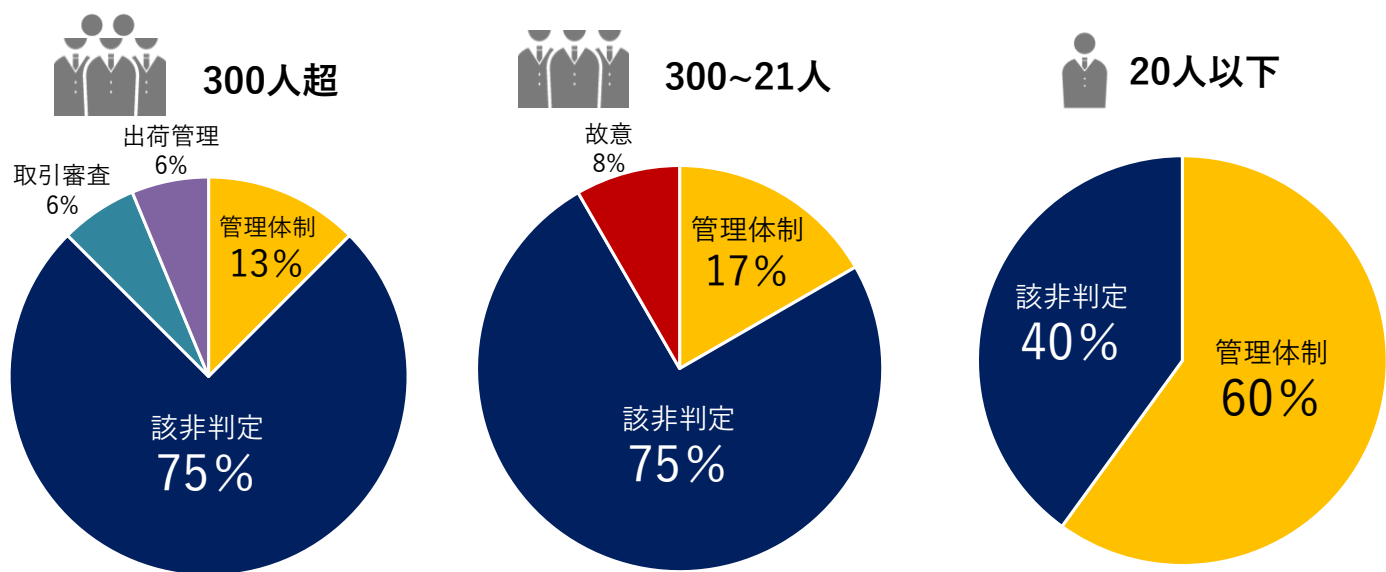
違反原因	CP届出企業	CP届出企業以外
管理体制	9%	27%
該非判定	82%	63%
取引審査	9%	0%
出荷管理	0%	5%
故意	0%	5%

③ 違反原因分類別割合（比較：資本金別）



違反原因	3億円超	3億円以下
管理体制	6%	40%
該非判定	82%	53%
取引審査	6%	0%
出荷管理	6%	0%
故意	0%	7%

③ 違反原因分類別割合（比較：従業員数別）

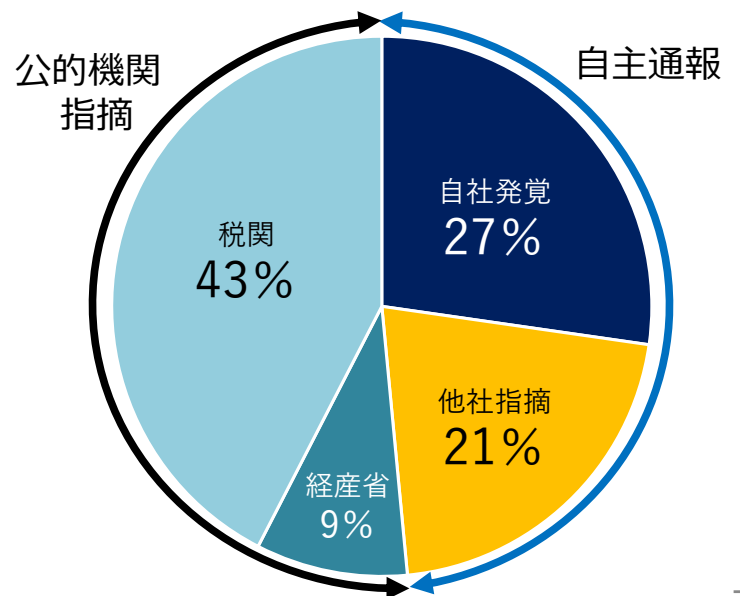


違反原因	300人超	300~21人	20人以下
管理体制	13%	17%	60%
該非判定	75%	75%	40%
取引審査	6%	0%	0%
出荷管理	6%	0%	0%
故意	0%	8%	0%

④ 違反発覚の端緒分類別割合

- 自主通報と公的機関指摘の比は、ほぼ1：1となっており、前年と構成比は変わらず。
- 端緒別に見ると、**税関の事後調査により発覚した事案が最多の43%**。次いで、自ら違反を発見し通報してきた自社発覚の事案が**27%**。

分類	端緒	割合	合計
自主通報	自社発覚	27%	48%
	他社指摘	21%	
公的機関指摘	経産省	9%	52%
	税関	43%	
	警察	0%	

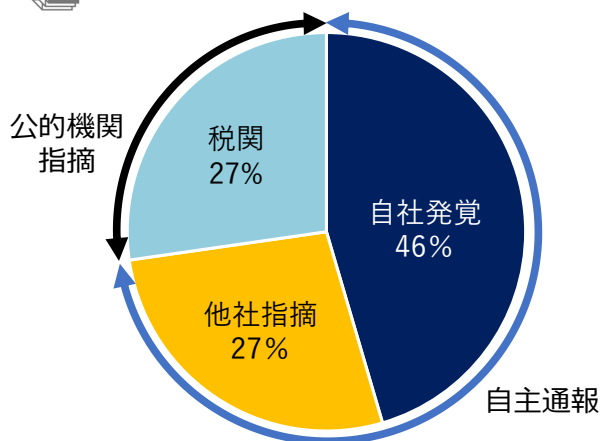


④ 違反発覚の端緒分類別割合（CP届出別）

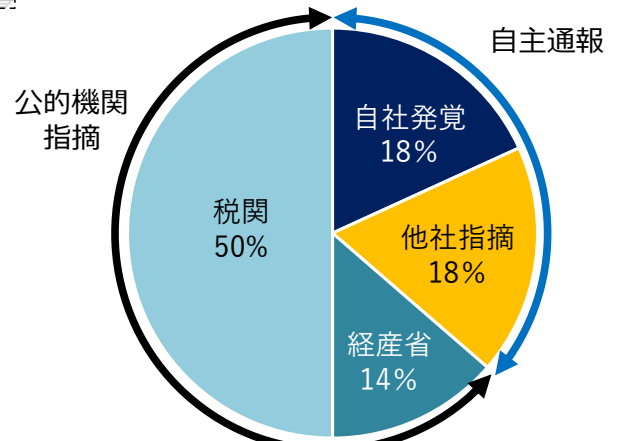
- CP届出企業は、自主通報の割合が約7割を占めており、公的機関の指摘による発覚を大きく上回っている。
- CP届出企業以外は、自主通報と公的機関指摘の割合が4:6である。また、税関による通報が全体数の5割を占めている。自社内での発覚の比率が低い。



CP届出企業



CP届出企業以外

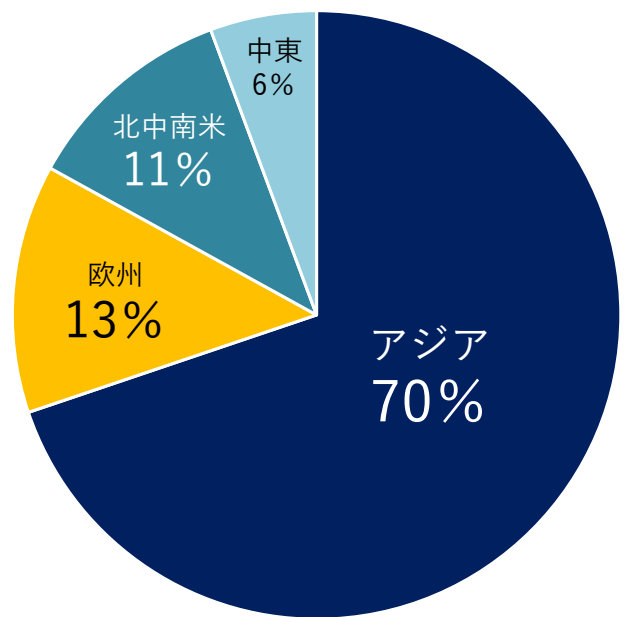


⑤ 違反仕向地域別割合

- **アジア**向けが**70%**と最多。
- 次いで先進国を中心とした地域である**欧州及び北米**が**合わせて24%**。

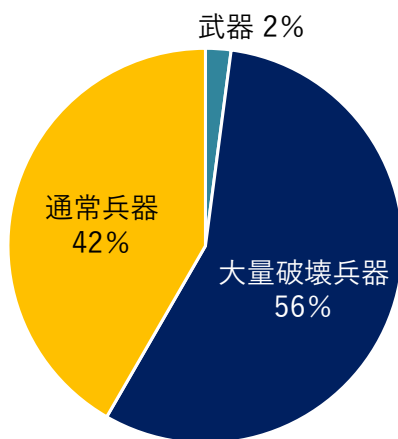
順位	地域	割合
1	アジア	70%
2	欧州	13%
3	北中南米	11%
4	中東	6%

(注) 1件で複数の国・地域向けが含まれている場合には、それぞれを個々に計上して算出。



⑥ 違反項番別割合

- **大量破壊兵器関連（2～4項）**の割合が最も多く**56%**。次いで、**通常兵器関連（5～15項）**が**42%**、**武器関連（1項）**が**2%**。
- 大量破壊兵器関連の中でも、2項該当の貨物及び技術の違反が目立つ。
- 違反全体に占める**貨物の輸出（外為法第48条第1項）**と**役務の提供（同第25条第1項）**の割合は、それぞれ**88%**、**12%**であり、貨物が多い。



分類	割合
武器関連	2%
大量破壊兵器関連	56%
通常兵器関連	42%
キャッチオール	0%

項番別上位10位（赤字は大量破壊兵器関連）

順位	項番	項目	割合
1	2(33)	圧力計	10%
2	10(2)	光検出器	8%
3	10(4)	電子式のカメラ	6%
4	6(2)	数値制御を行うことのできる工作機械	6%
5	2(12)1	数値制御を行うことのできる工作機械	4%
6	2(39)	高速度の撮影が可能なカメラ	4%
7	3(1)	軍用の化学製剤の原料	4%
8	9(7)	暗号装置	4%
9	外2(2)	（役務）数値制御装置に関する技術	4%
10	外9(1)	（役務）暗号に関するソフト・技術	4%

⑦ 違反事例

(1) 管理体制に関する違反事例

違反の概要	解説
<輸出管理体制の未整備> 貨物の輸出及び役務の提供について、担当者は外為法上の手続きが必要なことは認識していたが、納期が迫っていたこともあり、 上長の確認を得ることなく担当者の判断で 非該当として輸出した。	社内の決裁を経ることなく、担当者の独断で輸出できる体制に問題がある。 輸出管理において想定される様々なリスクを事前に把握し、回避するため に、輸出管理体制を整備しておくことが望ましい。 安全保障貿易管理HP 企業等の自主管理の促進

(2) 外為法認識不足

違反の概要	解説
<外為法認識不足> リスト規制に該当するサンプル品を海外取引先に提供することになったが、 サンプルの提供は輸出に当たるとの認識がなく 、外為法上の必要な手続きを行わなかった。	サンプルの提供は有償か無償かを問わず輸出に当たるため 、法令に則って手続きを行う必要がある。その他、 不具合品やレンタル品の返送、修理後の納品、海外子会社向けの材料等の提供等 も輸出に当たる。
<外為法認識不足> ・ ソフトウェアの提供 が外為法の規制対象となりうるとの認識がなかった。 ・クラウドサービス上に該当の技術を保存しており、 海外の子会社が自由にアクセス可能 な状態であったが、当該行為が役務の提供に当たるとの認識がなかった。	・貨物の 設計、製造又は使用に必要な特定の情報 については、ソフトウェアの形態であっても規制技術に該当し、外為法の規制対象となりうる場合がある。 ・自社の子会社であっても、 非居住者が自由に規制に該当する技術にアクセスできる状態は技術の提供に当たると考えられるため 、アクセス制限を行うか、役務取引許可申請を行う必要がある。

輸出管理体制整備：「該非判定」「取引審査」「出荷管理」等について、社内での業務分担・責任範囲を定めるなど、社として輸出管理を適切に実施するための仕組みを整備すること。

⑦ 違反事例

(3) 該非判定に関する違反事例

違反の概要	解説
<判定未実施・非規制思い込み> 従来取り扱っていた非該当の製品が廃番になったため、型番違いの代替品を輸出することになったが、非該当製品と同等の性能であるため、当然 非該当であると思い込み、該非判定を行わなかった。	該非判定は輸出の都度行う 必要がある。 従来の非該当製品と互換性、代替性のある品物であっても、機能・性能が変更、改良されるなど仕様が異なっている場合があるため、改めて該非判定を行うことが推奨される。
<他社誤判定鵜呑み> メーカーから入手した該非判定書には、輸出しようとしている貨物は非該当と表記されていたため、 自社で改めて該非判定をすることなく非該当品として輸出 したが、後日、メーカーの誤りで実は該当品であることが判明した。	該非判定は輸出者の責任において実施しなければなら ないため、他社から入手した該非判定書についても自社において再度確認するよう努める必要がある。
<判定誤り> 2項及び6項で該非判定を行う必要がある貨物を、 2項のみで該非判定を行い、非該当として輸出 した。	外為法上の規制に該当する項目は1つとは限らず、 複数の項目によって規制されている場合がある ため、該当する可能性のある項目はすべて確認する必要がある。
<法令改正への対応不足> 過去に非該当と判定した製品が法令改正により該当品になったものの、 法令改正について認識がなく、無許可輸出を繰り返した。	該非判定は、最新の外為法に基づき判定する必要がある。 法令改正時には判定内容を確認すること。 安全保障貿易管理HP 改正情報

⑦ 違反事例

(4) 用途・需要者確認の未実施

違反の概要	解説
<用途・需要者確認の未実施> 該非判定の結果、非該当であったため、 <u>用途及び需要者を確認することなく</u> 輸出した。	リスト規制に非該当であっても、 キャッチオール規制について確認する必要がある ため、用途及び需要者を確認したうえで、許可申請の要否、輸出可否の判断を行う必要がある。 安全保障貿易管理HP キャッチオール規制

(5) 特例適用誤り

違反の概要	解説
<少額特例適用誤り> 1つの契約にかかる金額が少額特例の上限額を超えていても、 1回の輸出当たりの輸出申告額がその上限額以内であれば少額特例が適用可能であると考え、複数回に分けて 許可を得ることなく輸出した。	少額特例の適用は個々の申告額ではなく、 契約額全体で判断する必要がある 。また、1つの契約を合理的な理由なく複数の契約に分割し、それぞれ少額特例を適用することは、少額特例の悪用とみなされる場合があり、外為法違反となるおそれがある。 経済産業省安全保障貿易管理HP Q&A（少額特例） Q5参照
<修理特例適用誤り> 本邦から輸出した貨物を修理するために輸入し、修理にあわせて 改良を行い性能が向上したが、貨物等省令に定める仕様に変化はなかったことから、修理特例が適用可能であると考え 、許可を得ることなく輸出した。	いわゆる修理特例を適用するためには、 ・ 本邦から輸出した貨物を本邦において修理する ・ 修理完了後貨物の本邦への輸出者に再輸出する ・ 修理した貨物が本邦から輸出したときの仕様から変更のない ことが必要である。修理には1対1の交換を含む。 輸出貿易管理令第4条第1項第二号ホ・ハ 無償告示 輸出貿易管理令の運用について4-1-2（5）

⑦ 違反事例

(6) 輸出申告上の不備（関税法違反）

違反の概要	解説
<許可証、特例適用の申告漏れ> ・特別一般包括等の許可証を保有していたが、該当貨物を誤って非該当として税関に申告し、輸出した。 ・少額特例が適用される貨物を誤って非該当として税関に申告し、輸出した。	外為法上の輸出許可証を有している場合や、輸出貿易管理令第4条で定める特例が適用される場合は、その旨を輸出時に税関に申告する必要がある。直ちに外為法上の違反（無許可輸出）とはならないが、輸出申告上の不備があったものとして関税法違反となる。 通関手続を通関業者等に依頼する場合（代理通関）には、あらかじめ外為法に基づく許可証を保有している、あるいは特例を適用する旨伝達しておく必要がある。なお、通関業者等を利用したとしても、申告不備の責は、あくまでも輸出者にあることとなるため、注意が必要である。
<特例適用貨物への許可証適用誤り> 少額特例が適用される貨物であるにもかかわらず、特例適用可否の判断作業を省き社内手続きを簡素化するため、<u>包括許可証を用いて</u>輸出した。	輸出貿易管理令第4条の規定（特例）が適用される貨物については外為法上の許可を得る必要がないため、包括許可証を使用した輸出として税関に申告するのは誤り。 直ちに外為法上の無許可輸出とはならないが、輸出申告上の不備があったものとして関税法違反となる。

外為法違反事案の分析結果について (安全保障貿易関係) (2024年度)

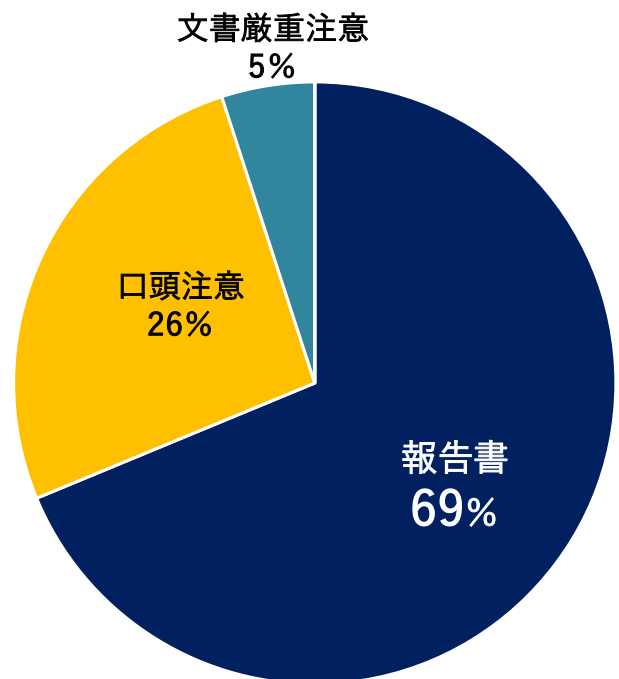
本資料は、2024年4月1日から2025年3月31日までの間に処分を決定した事案を対象としてとりまとめたものです。

2025年12月
経済産業省 貿易経済安全保障局
安全保障貿易検査官室

① 処分内容別割合

- 「行政制裁」及び「警告」：故意性のある悪質な違反に対する処分実績はなし。
- 「経緯書+文書厳重注意」及び「経緯書+口頭注意」：法益侵害度、再発可能性等を勘案し、比較的問題が大きい事案の場合に行う処分は、それぞれ5%、26%。
- 「報告書」：違反原因の究明と再発防止の宣誓ですとする軽微な事案は最多の69%。

処分内容	割合
行政制裁	0%
警告	0%
経緯書+文書厳重注意	5%
経緯書+口頭注意	26%
報告書	69%
合計	100%

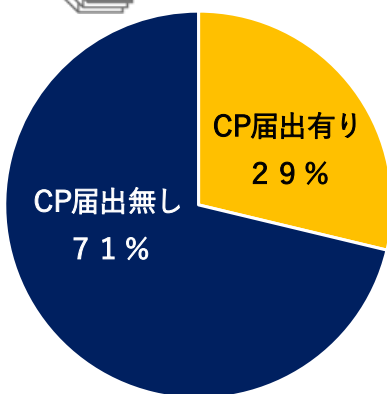


②違反企業規模別割合

- CP届出別でみると、CP届出企業以外の割合が大きい（71%）。
- 資本金別でみると、3億円以下が過半（61%）を占める。
- 従業員数別でみると、300人以下が過半（64%）を占める。
- CPの届出がなく、比較的規模の小さい企業の違反割合が大きい傾向にあることが分かる。



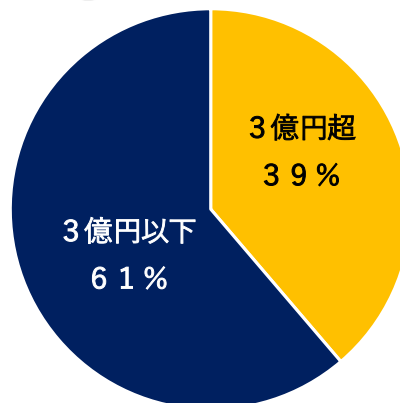
CP届出別



企業	割合
CP企業	29%
CP企業以外	71%
合計	100%



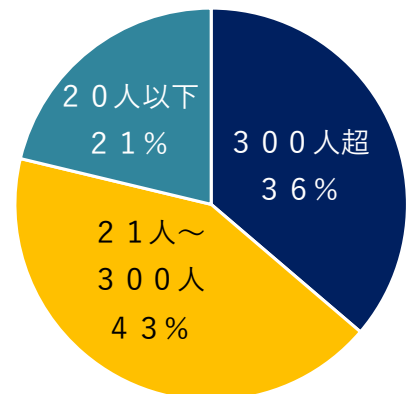
資本金別



資本金	割合
3億円超	39%
3億円以下	61%
合計	100%



従業員数別



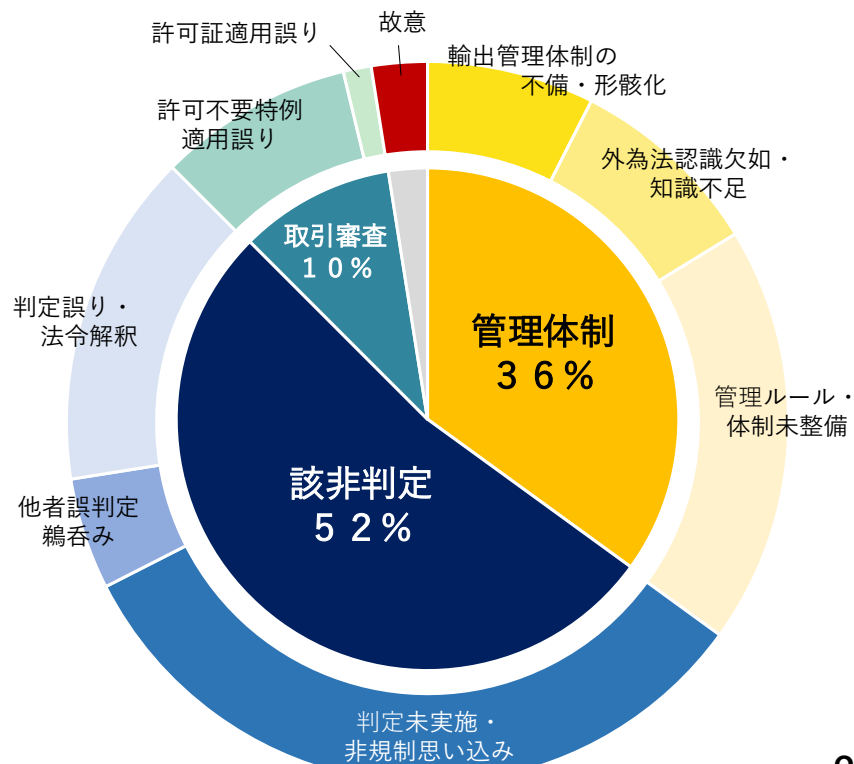
従業員数	割合
300人超	36%
21人～300人	43%
20人以下	21%
合計	100%

③ 違反原因分類別割合

- 該非判定未実施・判定誤り・他者誤判定鵜呑みなど「**該非判定**」に係る違反が**52%**と多く、特に「**判定未実施・非規制思い込み**」による違反が**32%**と多数を占める。
- 外為法認識欠如や知識不足・輸出管理体制未整備など「**管理体制**」に係る違反は**36%**。
- なお、**違反は個々の様々な要素の連鎖の結果**という面があることにも留意が必要。

分類	違反原因	割合
管理体制	輸出管理体制の不備・形骸化	8%
	外為法認識欠如・知識不足	9%
	管理ルール・体制未整備	19%
該非判定	判定未実施・非規制思い込み	32%
	他者誤判定鵜呑み	5%
	判定誤り・法令解釈誤り	15%
取引審査	許可不要特例適用誤り	9%
	許可証適用誤り	1%
出荷管理	出荷・申告時の誤り	0%
故意	故意	2%
合計		100%

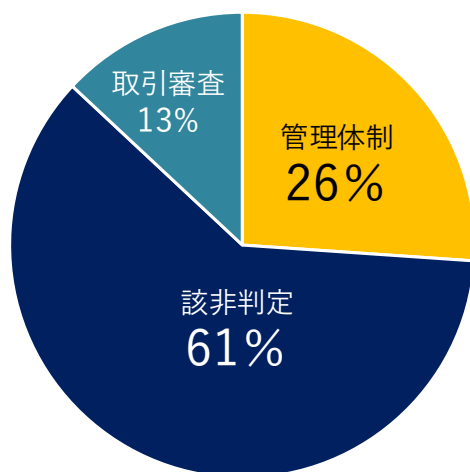
※違反の原因は主要因を集計しているが、事案によっては付随する要因がある



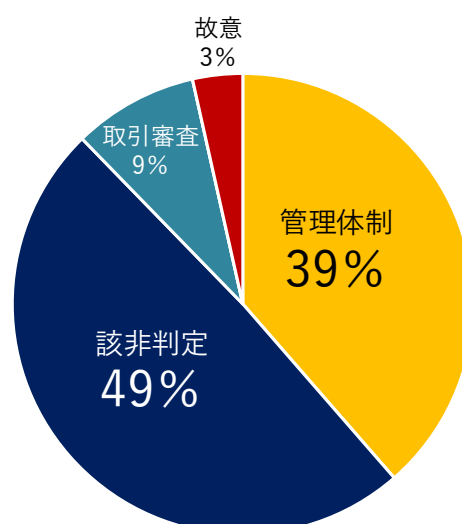
③ 違反原因分類別割合（比較：CP届出の有無）



CP届出企業

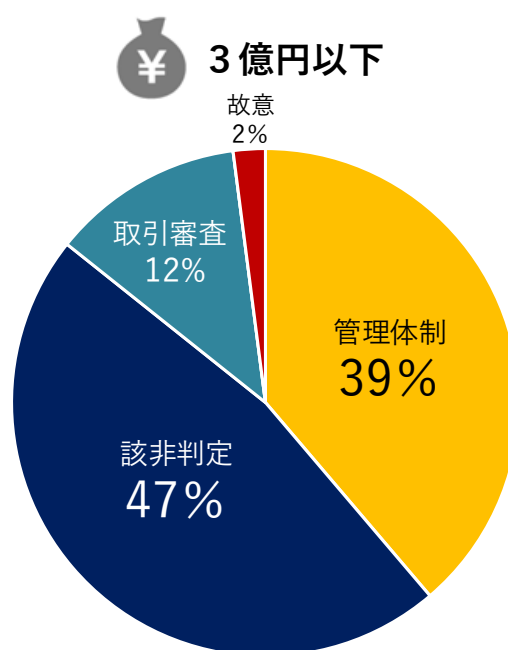
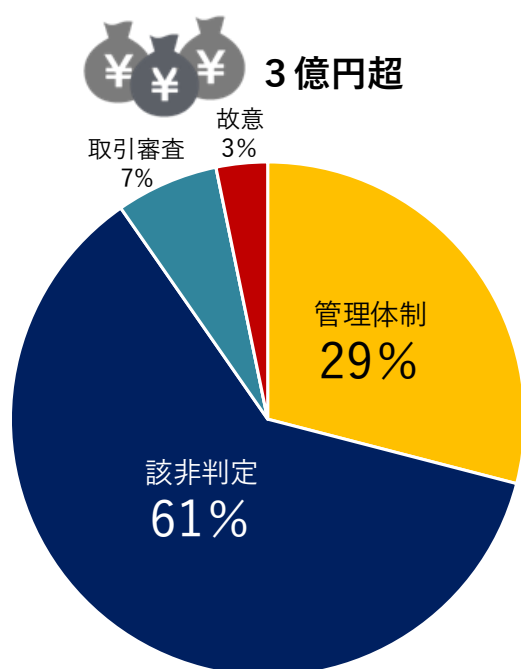


CP届出企業以外



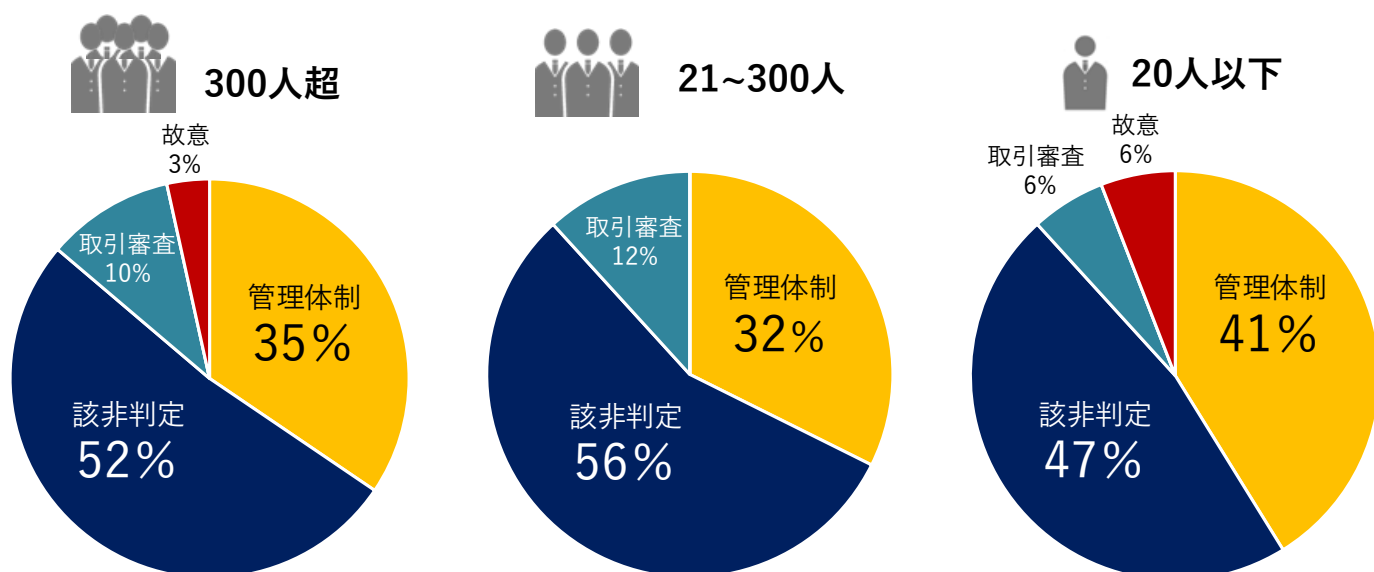
違反原因	CP届出企業	CP届出企業以外
管理体制	26%	39%
該非判定	61%	49%
取引審査	13%	9%
出荷管理	0%	0%
故意	0%	3%

③ 違反原因分類別割合（比較：資本金別）



違反原因	3億円超	3億円以下
管理体制	29%	39%
該非判定	61%	47%
取引審査	7%	12%
出荷管理	0%	0%
故意	3%	2%

③ 違反原因分類別割合（比較：従業員数別）

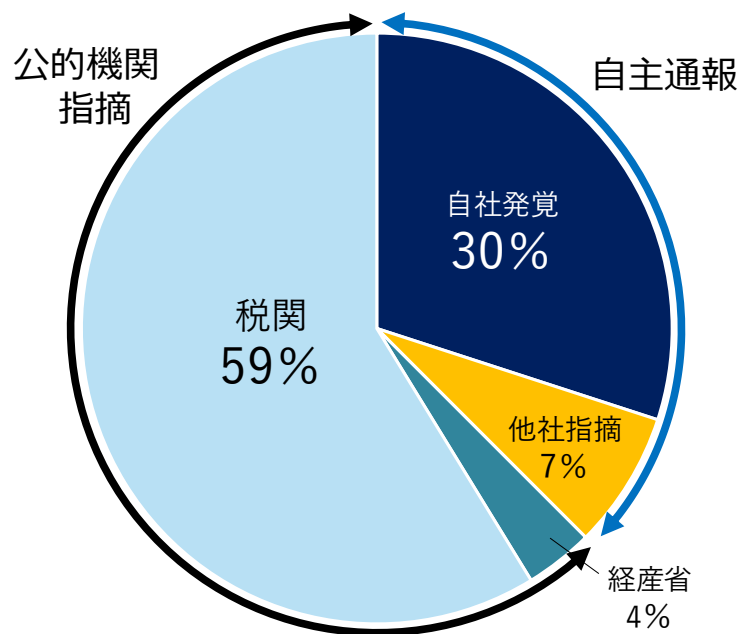


違反原因	300人超	21~300人	20人以下
管理体制	35%	32%	41%
該非判定	52%	56%	47%
取引審査	10%	12%	6%
出荷管理	0%	0%	0%
故意	3%	0%	6%

④ 違反発覚の端緒分類別割合

- 違反発覚の端緒の **約3割**が**自社における監査等**によるものとなっている。
- 最も多いものは**税関の事後調査により発覚した事案**であり、**59%**である。

分類	端緒	割合	合計
自主通報	自社発覚	30%	37%
	他社指摘	7%	
公的機関指摘	経産省	4%	63%
	税関	59%	
	警察	0%	

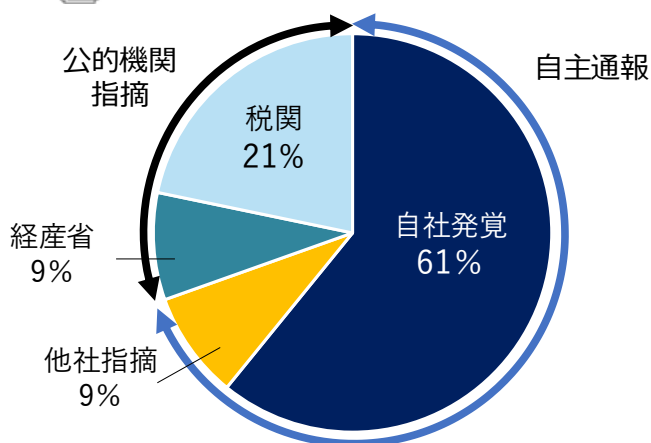


④ 違反発覚の端緒分類別割合（CP届出別）

- CP届出企業は、**自社発覚**の割合が**6割**に上っており、**監査機能の重要性**が示されている。
- CP届出企業以外は、自主通報と公的機関指摘の割合がおおよそ**2:8**である。
また、**税関による指摘が全体の74%**を占めており、**自社内での発覚の比率が低い**。



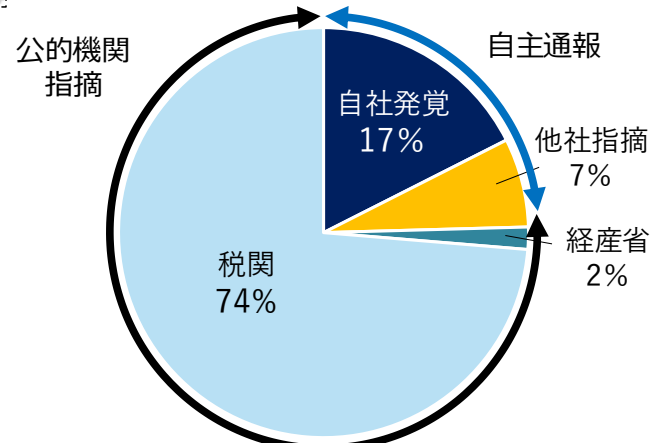
CP届出企業



分類	端緒	割合	合計
自主通報	自社発覚	61%	70%
	他社指摘	9%	
公的機関指摘	経産省	9%	30%
	税関	21%	



CP届出企業以外

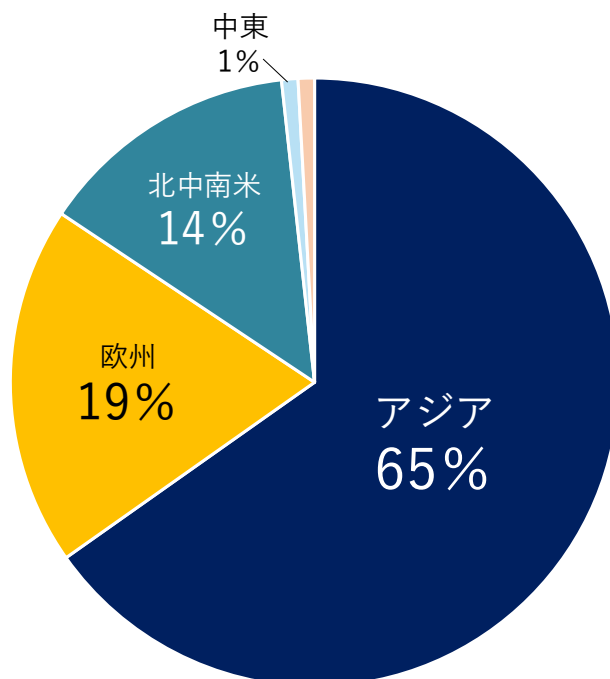


分類	端緒	割合	合計
自主通報	自社発覚	17%	24%
	他社指摘	7%	
公的機関指摘	経産省	2%	76%
	税関	74%	

⑤ 違反仕向地域別割合

- アジア向けが**65%**と最多。
- 次いで先進国を中心とした地域である**欧州及び北中南米**が合わせて**33%**。
- その他の地域には**公海**が含まれる。

地域	割合
アジア	65%
欧州	19%
北中南米	14%
中東	1%
その他	1%



(注) 1件で複数の国・地域向けが含まれている場合には、それぞれを個々に計上して算出。

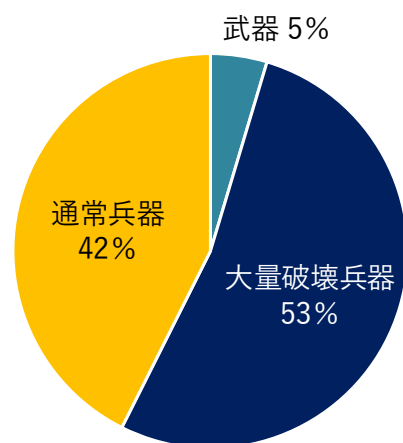
⑥ 違反項番別割合

- **大量破壊兵器関連（2～4項）**の割合が最も多く**53%**。次いで、**通常兵器関連（5～15項）**が**42%**、**武器関連（1項）**が**5%**。
- 大量破壊兵器関連の中でも、2項又は3項該当の貨物に関する違反が目立った。
- 違反全体に占める**貨物の輸出（外為法第48条第1項）**と**役務の提供（同第25条第1項）**の割合は、それぞれ**84%**、**16%**であり、貨物が多い。

特に違反が多かった貨物及び技術は以下のとおり。

項番	項目
3(1)	軍用の化学製剤の原料となる物質等
3(2)7	弁
2(32)	質量分析計
2(8)	周波数変換器
3(2)9	ポンプ
5(16)	ビスマレイミド
7(10)	アナログデジタル変換機
外2(2)	数値制御装置の使用にかかる技術
外2(1)	2項該当貨物の設計、製造又は使用に係る技術
外4(1)	4項該当貨物の設計、製造又は使用に係る技術
外5(1)	5項該当貨物の設計又は製造に係る技術

※赤字は大量破壊兵器関連



分類	割合
武器関連	5%
大量破壊兵器関連	53%
通常兵器関連	42%
キャッチオール	0%

⑦ 違反事例

(1) 管理体制に関する違反事例

違反の概要	解説
<輸出管理体制の未整備> 貨物の輸出及び役務の提供について、担当者は外為法上の手続きが必要なことは認識していたが、納期が迫っていたこともあり、 上長の確認を得ることなく担当者の判断で 非該当として輸出した。	社内の決裁を経ることなく、担当者の独断で輸出できる体制に問題がある。 輸出管理において想定される様々なリスクを事前に把握し、回避するため に、輸出管理体制を整備しておくことが望ましい。 安全保障貿易管理HP 企業等の自主管理の促進

(2) 外為法認識不足

違反の概要	解説
<外為法認識不足> リスト規制に該当するサンプル品を海外取引先に提供することになったが、 サンプルの提供は輸出に当たるとの認識がなく 、外為法上の必要な手続きを行わなかった。	サンプルの提供は有償か無償かを問わず輸出に当たるため 、法令に則って手続きを行う必要がある。その他、 不具合品やレンタル品の返送、修理後の納品、海外子会社向けの材料等の提供等 も輸出に当たる。
<外為法認識不足> ・ ソフトウェアの提供 が外為法の規制対象となりうるとの認識がなかった。 ・クラウドサービス上に該当の技術を保存しており、 海外の子会社が自由にアクセス可能 な状態であったが、当該行為が役務の提供に当たるとの認識がなかった。	・貨物の 設計、製造又は使用に必要な特定の情報 については、ソフトウェアの形態であっても規制技術に該当し、外為法の規制対象となりうる場合がある。 ・自社の子会社であっても、 非居住者が自由に規制に該当する技術にアクセスできる状態は技術の提供に当たると考えられるため 、アクセス制限を行うか、役務取引許可申請を行う必要がある。

輸出管理体制整備：「該非判定」「取引審査」「出荷管理」等について、社内での業務分担・責任範囲を定めるなど、社として輸出管理を適切に実施するための仕組みを整備すること。

⑦ 違反事例

(3) 該非判定に関する違反事例

違反の概要	解説
<判定未実施・非規制思い込み> 従来取り扱っていた非該当の製品が廃番になったため、型番違いの代替品を輸出することになったが、非該当製品と同等の性能であるため、当然 非該当であると思い込み、該非判定を行わなかった。	該非判定は輸出の都度行う 必要がある。 従来の非該当製品と互換性、代替性のある品物であっても、機能・性能が変更、改良されるなど仕様が異なっている場合があるため、改めて該非判定を行うことが推奨される。
<他社誤判定鵜呑み> メーカーから入手した該非判定書には、輸出しようとしている貨物は非該当と表記されていたため、 自社で改めて該非判定をすることなく非該当品として輸出 したが、後日、メーカーの誤りで実は該当品であることが判明した。	該非判定は輸出者の責任において実施しなければならない ため、他社から入手した該非判定書についても自社において再度確認するよう努める必要がある。
<判定誤り> 2項及び6項で該非判定を行う必要がある貨物を、 2項のみで該非判定を行い、非該当として輸出 した。	外為法上の規制に該当する項目は1つとは限らず、 複数の項目によって規制されている場合がある ため、該当する可能性のある項目はすべて確認する必要がある。
<法令改正への対応不足> 過去に非該当と判定した製品が法令改正により該当品になったものの、 法令改正について認識がなく、無許可輸出を繰り返した。	該非判定は、最新の外為法に基づき判定する必要がある。 法令改正時には判定内容を確認すること。 安全保障貿易管理HP 改正情報

⑦ 違反事例

(4) 特例適用誤り

違反の概要	解説
<少額特例適用誤り> 1つの契約にかかる金額が少額特例の上限額を超えていても、1回の輸出当たりの輸出申告額がその上限額以内であれば少額特例が適用可能であると考え、複数回に分けて許可を得ることなく輸出した。	少額特例の適用は個々の申告額ではなく、契約額全体で判断する必要がある。また、1つの契約を合理的な理由なく複数の契約に分割し、それぞれ少額特例を適用することは、少額特例の悪用とみなされる場合があり、外為法違反となるおそれがある。 経済産業省安全保障貿易管理HP Q&A（少額特例） Q5参照
<修理特例適用誤り> 本邦から輸出した貨物を修理するために輸入し、修理にあわせて改良を行い性能が向上したが、貨物等省令に定める仕様に変化はなかったことから、修理特例が適用可能であると考え、許可を得ることなく輸出した。	いわゆる修理特例を適用するためには、 ・ 本邦から輸出した貨物を本邦において修理する ・ 修理完了後貨物の本邦への輸出者に再輸出する ・ 修理した貨物が本邦から輸出したときの仕様から変更のない ことが必要である。修理には1対1の交換を含む。 輸出貿易管理令第4条第1項第二号ホ・ハ 無償告示 輸出貿易管理令の運用について4-1-2（5）

⑦ 違反事例

(5) 輸出申告上の不備（関税法違反）

違反の概要	解説
<許可証、特例適用の申告漏れ> <u>・特別一般包括等の許可証を保有していたが、該当貨物を誤って非該当として税関に申告し、輸出した。</u> <u>・少額特例が適用される貨物を誤って非該当として税関に申告し、輸出した。</u>	外為法上の輸出許可証を有している場合や、輸出貿易管理令第4条で定める特例が適用される場合は、その旨を輸出時に税関に申告する必要がある。直ちに外為法上の違反（無許可輸出）とはならないが、輸出申告上の不備があったものとして関税法違反となる。 通関手続を通関業者等に依頼する場合（代理通関）には、あらかじめ外為法に基づく許可証を保有している、あるいは特例を適用する旨伝達しておく必要がある。なお、通関業者等を利用したとしても、申告不備の責は、あくまでも輸出者にあることとなるため、注意が必要である。
<特例適用貨物への許可証適用誤り> <u>少額特例が適用される貨物であるにもかかわらず、特例適用可否の判断作業を省き社内手続きを簡素化するため、包括許可証を用いて輸出した。</u>	輸出貿易管理令第4条の規定（特例）が適用される貨物については外為法上の許可を得る必要がないため、包括許可証を使用した輸出として税関に申告するのは誤り。 直ちに外為法上の無許可輸出とはならないが、輸出申告上の不備があったものとして関税法違反となる。